

供 覧	議 長	局 長	次 長	係 長	係	係	係	係

令和7年9月30日

# 決算特別委員会

阿久根市議会



1 会議名 決算特別委員会

2 日時

- (1) 期日 令和7年9月30日(火)
- (2) 開会 午前10時5分
- (3) 延会 午後3時54分

3 場所 議場

4 出席議員

濱田洋一	委員長
川原慎一	副委員長
大田基次	委員
川畑二美	委員
大野雅子	委員
高崎良二	委員
渡辺久治	委員
白石純一	委員
竹原信一	委員
仮屋園一徳	委員
木下孝行	委員
山田勝	委員

5 欠席議員

該当なし

6 職務のため出席した議会事務局職員

上脇重樹	次長兼議事係長
松林俊介	議事係主査

7 説明員

猿楽浩士	総務課長
牟田昇	総務課参事
檜柑幸一郎	総務課長補佐兼職員係長
白肌隆一	総務課長補佐兼デジタル推進係長
猿楽優介	総務課秘書広報係長
落俊輔	総務課行政係長
園田健	総務課危機管理係長
前田誠一郎	総務課消防係長

富	永	賢	吾	企画推進課長
岩	下	亮	一	企画推進課長補佐兼企画政策係長兼統計調査係長
橋	口	武	史	企画推進課地域振興係長
新	町	博	行	税務課長
上	脇	栄	子	税務課長補佐兼管理係長兼滞納整理係長
中	尾	隆	樹	税務課長補佐兼固定資産税係長
牛之濱		諒		税務課課税係長
丸	塚	明	子	会計課長
川	畑		藍	会計課会計係長
牧	尾	浩	一	教育総務課長兼学校給食センター所長
中	野	美	紀	教育総務課長補佐兼総務係長
榎	木	海	斗	教育総務課管理施設係長
山	下	孝	一郎	学校教育課長
土	屋	雅	宏	学校教育課長補佐兼指導係長
篠	原	千	美子	学校教育課教育保健係長
橋	口	真	美	学校教育課管理係長
早	水	英	行	生涯学習課長
大	漉	昭	裕	生涯学習課長補佐兼文化係長
松	永	麻	美	生涯学習課社会教育係長
湯	田	矢	凡	学校給食センター管理係長
新	塘	浩	二	議会事務局長
前	田		恵	議会事務局議事係主査
前	田		敏	監査事務局長兼公平委員会事務局長兼選挙管理委員会事務局長
富	山	亮	平	選挙管理委員会事務局管理係長

## 8 会議に付した事件

- (1) 認定第1号 令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）
- (2) 認定第3号 令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

## 9 議事の経過概要 別紙のとおり

## 審査の経過概要

### 濱田洋一委員長

ただいまから決算特別委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は、認定第1号、令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）、認定第2号、令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）、認定第3号、令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）認定第4号、令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）、認定第5号、令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）、認定第6号、令和6年度阿久根市水道事業会計の決算の認定についての6件です。

初めに、審査日程について申し上げます。

審査日程は、さきの委員会で決定したとおり、本日から10月3日までの4日間です。

次に、審査の進め方について申し上げます。

まず、所管課ごとに説明を求めた上で質疑を行います。その後、現地調査の必要がある場合は、現地調査を行い、現地調査に関して所管課等に再質疑を行います。最後に、所管課等への質疑応答や現地調査によっても疑義があるものや政策的なものについて、市長等に出席を求めて、総括した質疑を行った上で、討議、討論、採決を行うこととします。

次に、所管課等の審査順について申し上げます。

審査順は、御手元に配付してあります審査日程のとおりとしますが、審査の状況によっては日程の変更も考えながら進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、審査の内容についてお知らせします。

審査は、歳入歳出決算書のほか、提出されている全ての書類により行うこととなります。

審査では、まず、所管課等に説明を求めます。

所管課等は、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づいて説明されます。併せて、主要事業の成果説明書、まちづくりビジョンに関する取組状況等も説明されます。なお、説明では、提出された書類に記載してある金額などは、原則として読み上げられません。ただし、主要な事業や業務については、数値を比較するなど、十分に説明することとしております。

所管課等の説明の後、各委員の質疑を行います。

質疑は、一問一答形式とします。掲載されている書類の名称、ページ、款、項、目を言ってから始めてください。簡潔明瞭にお願いします。また、議題外にわたらないようにお願いします。

議事進行の都合から、現地調査と総括した質疑の取扱いについてお願ひがあります。

配付した議事日程どおり進行したときには、現地調査、総括した質疑のいずれについても、3日目の審査終了後にその時点での御希望をお伺ひします。4日目については、財政課への質疑が終わった時点でお伺ひいたします。なお、日程が早まったときは2日

目の審査終了後に伺うなど、進行状況を見て適宜お伺いいたしますので、あらかじめ御了願います。

これは円滑な議事進行を行うためでありますので、各委員におかれましても、委員会が円滑・効率的に進行できるように御協力をお願いいたします。

それでは、日程に従い審査を開始します。

議会事務局は入室をお願いします。

〔議会事務局入室〕

## ◎ 認定第1号 令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

### 濱田洋一委員長

認定第1号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局の説明を求めます。

### 新塘議会事務局長

認定第1号中、議会事務局所管の事項について説明いたします。

モアノートの212の1の2、決算に関する説明書は33ページ、207の1の2、事項別明細書は15ページをお開きください。

歳出の概要について御説明いたします。

令和6年度の議会費では、当初予算額に対し、本年の第1回定例会において、報酬、給料、共済費の増額補正。また、職員手当等の減額補正を行い、予算現額は1億3375万円となりました。

支出済額は1億3139万8000円余り、不用額が235万1000円余りであり、予算現額に対する執行率は98.24%であります。

それでは、事項別明細書の各節ごとに支出済額の欄で御説明いたします。

1節報酬から4節共済費は、議員、職員、会計年度任用職員の給料、報酬、期末手当、市議会議員共済会負担金及び職員共済費が主なものであります。

次に、8節旅費は、議長の公務出張や議員の費用弁償約217万円、職員の普通旅費約98万円が主なものであります。不用額につきましては、年度末の補正予算検討時期に開催の有無が不明であった議長の会議等の公務及び常任委員会所管事務調査等の旅費を留保していた分であります。

次に、9節交際費は、議長等が出席した各種会合に係る会費等が主なものであります。

10節需用費は、市議会だより及び市議会会議録の印刷製本費、新聞購読料や、参考図書追録代などが主なものであります。不用額につきましては、議会だより及び市議会会議録の印刷製本費と必読図書の執行残が主なものであります。

11節役務費は、郵便料、電話料、議場の議員名を表示する標柱の書換え、タブレット端末通信利用料が主なものであります。

12節委託料は、会議録検索システム運用業務委託料及び議事録作成支援システム保守業務であります。このうち、会議録検索システムは、平成31年1月から運用を開始し、令和6年度は4万件余りの利用があり、多くの方々が利用されているところです。

13節使用料及び賃借料は、議場カメラシステム機器リース料、それからペーパーレス会議システム利用料が主なものであります。

17節備品購入費は、議会委員会室録音装置の購入です。

18節負担金、補助及び交付金は、全国市議会議長会負担金をはじめ、全国、九州、県、それぞれの議長会等の負担金であります。

次に、歳入についてであります。議会事務局所管分はございません。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いたします。

**濱田洋一委員長**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

**竹原信一委員**

議会だよりの校正費というのは幾らになっておりますか、教えてください。

**濱田洋一委員長**

今の質疑については、議会費の中で、議会だよりが占める比率ということによろしいですね。よろしいですか。

**新塘議会事務局長**

竹原議員からの御質問でございます。

市議会だよりの校正費は幾らかという御質問ですが、市議会だよりは印刷製本費になっておりまして、校正費という単独で支出はしておりません。校正を含めまして、議会だよりの印刷製本費となっております。

**竹原信一委員**

それは幾らでしたっけ。

**新塘議会事務局長**

令和6年度につきましては139万9090円でございます。

**竹原信一委員**

発注先というのは、市の広報あくねと同じところなんですか。

**新塘議会事務局長**

市内業者が中心になって幾つかの業者で入札を行っているとお認識しております。

**竹原信一委員**

私の質問は、この市議会だよりについては、広報あくね、つまり執行部とは別にそういったことを行っているということですか、それとも連携して同じところで行っているようなふうなんですかということをお願いするんですよ。

**新塘議会事務局長**

別々です。

**白石純一委員**

同じ款、項、目、議会費の印刷製本費、需用費ということによかったでしょうか。

印刷製本費は需用費の中に含まれるということによろしいのでしょうか。

**新塘議会事務局長**

おっしゃるとおりです。

〔白石純一委員「そこでお伺いします」と呼ぶ〕

**濱田洋一委員長**

白石委員、挙手をして、指名を受けてからお願いします。

〔白石純一委員「はい、失礼しました」と呼ぶ〕

#### 白石純一委員

1款1項1目10節の需用費で、金額が、予算が289万1000円に対して、支出済額239万3526円で、50万円ほどの不用額となっております。

私、よく阿久根駅とか風テラスなどを利用するんですが、以前はよく置いてあった議会だよりが切れていたり、なかったりする例が多くてですね、民間の施設にはなかなか民間の方の意向で置く、置けないはあると思うんですが、市の施設は多めに置くべきだと思うんですけども、その辺り、例えば不用額が見込まれる場合に、印刷冊数を増やしたりというようなことは契約的にできるんでしょうか。

#### 新塘議会事務局長

議会だよりにつきましては、7,900部を印刷しております。

こちらのほうを執行残があるから部数を増やせないかという御質問ですが、執行残につきましては、例えば議会だよりの中でページ数が増えてしまったり、あるいは議会だよりの内容がですね、一般質問等が多くなったりとか、そういうページ数が多くなったことを見越して予算要求をしております。

部数につきましては7,900部ということで、ここ数年間横ばいになっておりますので、そこら辺をまた検討してくれということであれば、また、予算要求のときには検討いたしますが、現在は7,900部で問題はないというふうに考えております。

#### 白石純一委員

その辺り、広報広聴委員会等とも協議の上、よろしくお願いします。

#### 川畑二美委員

私も会議録、項目はですね、

#### 濱田洋一委員長

ページ数から。

#### 川畑二美委員

需用費の49万7474円の不用額になってるんですけど、これは、前ある8冊だけ、冊子で作られる、印刷される本も含まれてる金額になるんでしょうか、お尋ねいたします。

#### 新塘議会事務局長

おっしゃるとおりです。入っております。

#### 川畑二美委員

前から私は、今、8冊ですけど、やはり希望される方には増やしてもらいたいというので、そういう予算の要求はできないんでしょうか。

これは質問にはなれないんですかね。

分かりました。

#### 濱田洋一委員長

ただいまの川畑委員の発言は、御意見ということでよろしいですか。

〔川畑二美委員「8冊ですから」と呼ぶ〕

挙手して、委員長指名を受けてからしてください。

**川畑二美委員**

49万7474円も不用額があるんでしたら、会議録をもっと増やしてもいいんじゃないかっていう検討はされないでしょうかっていうことです。

〔発言する者あり〕

**濱田洋一委員長**

御意見としてとどめておきます。

〔川畑二美委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

**山田勝委員**

先ほどね、7,900部印刷されるということでしたがね、大変認識不足ですいませんが、阿久根市の戸数は何戸あるんですかね。

〔発言する者あり〕

**新塘議会事務局長**

阿久根市の世帯数は9,593世帯と認識しております。

**山田勝委員**

7,900部印刷するんですか。それとも、幾ら印刷するんですか。

**新塘議会事務局長**

7,900部印刷をしております。

**山田勝委員**

私はね、基本的にはね1戸に1部は配布してくれるだろうと思っていましたよ。7,900部、どういう具合にしてですね、差別するんですか。

**新塘議会事務局長**

山田議員がおっしゃるとおり、全戸配布は必要だと考えております。

実際に、区に入ってらっしゃる世帯にはお配りをしております。

ただ、区に入ってらっしゃらない方々のために、いろんな施設のほうに、阿久根駅とか、風テラスとか、いろんなどころに部数を決めて、配布をしているところです。

**山田勝委員**

私はね、基本的にはね、1軒にですね1個ずつは配布せないかんと思いますよ。

今、自宅にいらっしゃらないところはやらないんですよ、それも分からないことはないですよ。

だから、そういうところについては、例えば、各施設、あるいは風テラスであったり、うちの店でもね、市報は来てますよ、でも議会は来ていない。

でも、基本的にはね、やはり市報と同じように多くの人に配布するというのが基本ですよ。執行部は予算を見てくれないんですか。大変なことですよ、これ。せめて1戸に1つのね、予算は見てやらないと。議会軽視も甚だしい。要求しないんですか。

**新塘議会事務局長**

令和4年度、5年度、6年度、7年度につきましては、7,900部で予算要求をしているところです。

今後については、今、御意見がありましたので、また、財政課等と協議をしてみたいと考えます。

## 山田勝委員

これはね、財政課と協議する問題じゃないよ。

何で差別をつくるの、市民に。

それを財政課が予算を見てくれんなんで、大変なことですよ。それはまた財政課に言いますよ、ばけしとっとかいと思って。

## 新塘議会事務局長

ちょっと私の説明不足かもしれませんでした。

全世帯に全戸配布をしております。ただし、区に入っている方の世帯だけになりますので、集落に入ってらっしゃらない世帯につきましては、先ほど申し上げましたけど、市役所や風テラスとか、いろんなお店等も含めてですね、部数を決めて置いてありますので、区に入ってらっしゃらない世帯についても、そういうところから持ち帰っていただけるというふうに思っております。

## 山田勝委員

持ち帰っていただけると思っているっていうでしょう、あんだ。でも基本的に部数が足りないんだから。

だから、例えばA-Zに置くとか、Aコープに置くとか、そんなところにね、やって、市民には押しなべて、何で、その衆はA-Zもね、どこもね、置き料は取りませんよ、配布料は。

だから、それはね、ちゃんと人口に割って、戸数になるような形でしないとね、7,900、後は差別しまして、そんな差別は許されないと私は思います。

あんだたちがそういうことで、財政課がそれを認めてくれんとやれば、今度は財政課に言いますからいいです。

## 濱田洋一委員長

ただいまの山田委員の御発言は、御意見ということで、

〔山田勝委員「御意見どこいじゃんか、きかんど本当で」と呼ぶ〕

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 午前10時24分～午前10時29分)

## 濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかにございませんか。

## 竹原信一委員

校正費の件ですけども、そもそも阿久根市議会事務局で完璧な原稿を作ることができる状況にありますよね。能力的にはあります。それをどうして校正までお願いする、その分は当然に費用の上昇になります。

その努力がなぜなされないのか教えてください。

## 濱田洋一委員長

竹原委員、ただいまの校正ですか。

校正の関係は、15ページの何款、款、項、目を言って、それを言わないと、ちょっと分かりにくいですよ。

マイクを使ってしっかり言ってください。

#### 竹原信一委員

10節のところですよ、校正費の件。

もともと全部、議会事務局ができる能力があります。やってしまえば、一々やったり取っつきの時間のロスもしないし。そして発注の段階で校正は事務局でやります。印刷だけお願いしますと言えば、費用も抑えられるに違いありません。

どうしてそれができないのか教えてください。

〔発言する者あり〕

#### 濱田洋一委員長

すいません、挙手をして指名を受けてからの発言をお願いします。

竹原委員、もう一度、簡潔明瞭をお願いします。

#### 竹原信一委員

市議会だよりを、業者に校正をちよくちよく頼みますよね。

それもまた予算に入っていますけども、実際、校正は議会事務局で完璧に仕上げ、印刷だけお願いするという状況にすることはできます。その能力があります、事務局には。どうしてそれをあっちとやりとりしなきゃいけないのかが分からないんですよ。

印刷だけお願いします。うちは全部校正しますからとすれば、それで終わりじゃないですか。

#### 新塘議会事務局長

委員がおっしゃるのは、議会だよりの印刷校正を印刷だけ業者にお願いすればと。

御存じのとおり広報広聴委員の方々が積み上げたものになりまして、それは私たちも当然校正しますが、それを業者のほうにやりとりをさせていただいている現状ですけど。

それを広報広聴委員がしなくて事務局がしてくれって話ですか。

#### 竹原信一委員

広報広聴委員と事務局とやりとりして、業者に発注、発注じゃなくて業者と事務局とやりとりして、仕上がった後に、また印刷って、そんな話になってくるでしょう。

そうじゃなくて、印刷するだけの状況にまで事務局で完璧に作ることができますよね。委員会と事務局でつくり上げることができますよね。

#### 新塘議会事務局長

広報広聴委員が、まず作ってこられたものを組み合わせて、それを印刷業者に渡しておりますので、そこを事務局でやることはありません。文字の修正とかそういうところはちょっと見ますけど、基本的には広報広聴委員が積み上げたものを、印刷業者と校正のやりとりをさせていただいてます。

#### 竹原信一委員

そこですよ、業者と事務局とのやりとりをさせていただいてます。その必要ないでしょう。作れてしまうじゃないですか、事務局で。能力があるでしょ。

#### 濱田洋一委員長

竹原委員がおっしゃられることと、事務局が言っていることがちょっと食い違っておりますので、ここで休憩を入れます。

(休憩 午前10時34分～午前10時39分)

#### **濱田洋一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開いたしたいと思います。

ほかにございませんか。

#### **山田勝委員**

旅費がねえ、100万円近く残ってるんだよな。

例えば旅費の計画をして、不必要だったわけですけども、当然行かないかん人が行かんやったり、あるいは何かの議員が行かなかったりするのもあるんですか。そんなのも発生してるんですか。

#### **新塘議会事務局長**

ちょっと説明いたしましたですが、繰り返しになりますが、旅費の不用額につきましては、年度末の補正予算検討時期に、開催の有無が不明であった議長の会議等の公務、また常任委員会所管事務調査等の旅費を留保していた分であります。

例えば、所管事務調査でもう1回行こうとなった場合は、その旅費だけは確保しておかないといけませんので、あわせて議長会等の業務につきましても、臨時の議長会があった場合に、あるいは上京とかそういうこともあり得ますので、その分の旅費を留保していた分になります。

〔山田勝委員「了解」と呼ぶ〕

#### **濱田洋一委員長**

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、議会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔発言する者あり〕

委員会中ですので、私語はよろしくお願ひします。竹原委員、委員会中ですので、私語は慎んでください。

〔議会事務局退室、監査事務局兼公平委員会事務局入室〕

次に、認定第1号中、監査事務局及び公平委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局の説明を求めます。

#### **前田監査事務局長兼公平委員会事務局長**

それでは、認定第1号中、監査事務局及び公平委員会事務局の所管する事項について御説明いたします。

初めに、公平委員会費から御説明いたします。

決算に関する説明書は38ページ、事項別明細書は18ページをお開きください。

第2款総務費1項10目公平委員会費の1節報酬は、公平委員会委員3名分の報酬であ

ります。18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書の備考欄に記載してあります。県及び全国公平委員会連合会への負担金であります。

次に、監査委員費について御説明いたします。

決算に関する説明書は43ページ、事項別明細書は23ページから24ページにかけてとなります。

第2款総務費6項1目監査委員費の1節報酬は、監査委員2名分の報酬であります。18節負担金、補助及び交付金は、全国都市監査委員会年会費及び会議出席負担金であります。

なお、不用額につきましては、会議等に係る旅費を委員2名分で計上していたことによる旅費の執行残が主なものであります。

歳出につきましては以上となります。

なお、歳入につきましては該当がありませんでした。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

#### **濱田洋一委員長**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

#### **白石純一委員**

決算事項別明細書の18ページ1款10項10目公平委員会費1節報酬の、実費が不用額となるのは分かるんですが、報酬がこうして不用になっている理由を教えてください。

#### **前田監査事務局長兼公平委員会事務局長**

報酬につきましては、日額の報酬という形になりますので、委員の方がそれぞれですね、定例の委員会自体は年に3回、令和6年は開催をしているところなんですけれども、それ以外の、全公連の様々な会議、総会、そういったものに出席をしていただいているところです。その関係で、出席された方としていらっしゃる方の差額が出ていますといった状況です。

〔白石純一委員「はい、了解です」と呼ぶ〕

#### **濱田洋一委員長**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、監査事務局及び公平委員会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔選挙管理委員会事務局入室〕

次に、認定第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局の説明を求めます。

#### **前田選挙管理委員会事務局長**

それでは、認定第1号中、選挙管理委員会事務局の所管する事項について御説明いたします。

決算に関する説明書の41ページから43ページ、事項別明細書は21ページから22ページにかけてとなります。

第2款総務費4項1目選挙管理委員会費の1節報酬は、選挙管理委員会委員4名分及び会計年度任用職員1名分の報酬であります。

18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書の備考欄に記載しております九州都市選挙管理委員会連合会ほか4件の負担金であります。

次に、2目選挙啓発費の7節報償費は、市の明るい選挙推進協議会への出会謝金であります。なお、不用額につきましては、鹿児島県明るい選挙推進協議会、出水市会総会が台風接近により中止となったことによる報償費の執行残が主なものであります。

次に、3目衆議院議員選挙費については、昨年10月27日に執行しました衆議院議員総選挙に要した費用になります。このうち、1節報酬は、投票所における投票立会人、期日前投票所の投票管理者や投票立会人及び投開票事務従事者等の報酬であります。

12節委託料は、選挙運動用ポスター掲示板設置業務に要する経費が主なものであります。

18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県明るい選挙推進協議会出水支会の共同啓発事業に係る臨時啓発負担金であります。

次に、5目県知事選挙費は、昨年7月7日に執行しました鹿児島県知事選挙に要した費用になります。

このうち、1節報酬は、投票所における投票立会人期日前投票所の投票管理者や投票立会人及び投開票事務従事者等の報酬であります。

12節委託料は、選挙運動用ポスター掲示場設置業務に要する経費が主なものとなっております。

18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県明るい選挙推進協議会出水支会の共同啓発事業に係る臨時啓発負担金であります。

以上で歳出についての説明を終わり、次に歳入の主なものについて御説明いたします。決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は8ページにお戻りください。

第15款県支出金3項1目総務費委託金のうち選挙費委託金は、決算に関する説明書の備考欄に記載のとおり、県知事選挙費及び衆議院議員選挙費に係る県委託金であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

#### **濱田洋一委員長**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔監査事務局、公平委員会事務局及び選挙管理委員会事務局退室、会計課入室〕

次に、認定第1号中、会計課所管の事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

#### **丸塚会計課長**

認定第1号中、会計課所管の事項について御説明いたします。

会計課は、主要事業の成果説明書について該当がありませんので、決算に関する説明

書及び事項別明細書に基づき歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は34ページ、事項別明細書は17ページをお開きください。

第2款総務費1項総務管理費6目会計管理費は、会計事務にかかる費用が主なものであり、不用額の主なものは、11節役務費の振込手数料の見込みによる減額となったことによるものであります。

次に、決算に関する説明書は84ページ、事項別明細書は54ページをお開きください。

第12款1項公債費2目利子22節償還金、利子及び割引料の予算現額3883万2000円のうち、会計課所管分の予算現額は61万7000円ではありますが、一時借入れの必要がなかったため、支出はありません。

次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は25ページを、事項別明細書は12ページをお開きください。

第20款諸収入2項1目市預金利子1節預金利子は、歳計現金の預金利子であります。

預金利率が引き上げられたことによりまして、収入済額は、予算現額に対し85万3100円の増額となりました。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

#### **濱田洋一委員長**

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

#### **白石純一委員**

事項別明細書17ページ。2款1項6目会計管理費11節役務費でしょうか。

振込手数料が下がったことによる不用額ということですが、もう近年ネットバンキング等の活用でですね、書類でやりとりする分がない分、振込手数料が下げられると思うんですが、具体的にどういう努力で下げられたのか教えてください。

#### **丸塚会計課長**

こちらの手数料につきましては、当初予算時につきましては、1件当たり150円で協議を行っておりましたが、協議によりまして税抜100円で協議がなされたもので、減額となっております。

#### **白石純一委員**

これは会計、市の指定金融機関である、JAバンクとの契約でということでしょうか。

#### **丸塚会計課長**

そのようになっています。

#### **白石純一委員**

主要機関はJAバンクというのは理解しておるんですけども、振込みの際にですね、様々なそういうネットバンキングを使うことによって、それ以外の金融機関を使うことも、今後検討すべきかと思っておりますので、その辺り、意見として申し述べます。

#### **濱田洋一委員長**

ただいまの発言は御意見ということですのでよろしいですかね。

〔白石純一委員「はい」と呼ぶ〕

#### **山田勝委員**

白石委員の、ちょっと僕分らないから聞くんですよ。

例えば、J Aとの協議だということだけれども、市民は別にJ Aでなくて、代理店はJ Aだけど、阿久根市の収入代理店はですね。ところが、どこでも納付して、どこでも集金してくれるでしょう。税金でも何でも取ってくれるじゃないですか。

そこは、農協とまたその金融機関との話合いなんですか。

#### **丸塚会計課長**

ただいま、山田議員の御質問につきましては、収入に係るものだと思いますけれども、収入に係るものにつきましては、J A以外の金融機関につきましては、1件当たり30円の窓口収納手数料のほうをお支払いしております。

J Aにつきましては、1件当たり税抜10円の手数料をお支払いしております。

#### **山田勝委員**

であればJ Aで、なるべくJ Aで納入してくれるようお願いをする価値があると思うんですが、それはしないの。

#### **丸塚会計課長**

金額につきましては異なっておりますけれども、そちらにつきましては、市民の方々の御都合とかお取引とか、そういったものがあるかと思しますので、そちらのほうにつきましては特段の御依頼申し上げておりません。

#### **山田勝委員**

そういうことならね、市民のためにされることですからいいんですが、あと一つですね、私これ、分からないから聞くんですけどね。

近頃、もう1円、10円というのがあるのもう大変困ってるんですが、公共料金については1円、10円でも取ってくれるような、郵便局で僕は取ってもらってるんですが、それは具体的にどういうことですかね。

#### **濱田洋一委員長**

休憩に入ります。

(休憩 午前10時59分～午前11時2分)

#### **濱田洋一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、会計課所管の事項の審査を一時中止します。

〔会計課退室〕

この際暫時休憩します。

(休憩 午前11時2分～午前11時15分)

〔教育総務課、学校教育課及び学校給食センター入室〕

## 濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、認定第1号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

## 牧尾教育総務課長兼学校給食センター所長

認定第1号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センターの所管する事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書について主なものを御説明いたします。

まず、教育総務課所管分として139ページを御覧ください。

第10款教育費1項2目事務局費の学校規模適正化について、決算額は記載のとおり、協議会を2回開催し、委員への謝金として支出したものであります。なお、当該事業の内容につきましては、調査特別委員会での、さきの審査における説明と重複いたしますので省略いたします。御了承ください。

次に、140ページを御覧ください。

2項及び3項1目学校管理費の校舎等維持補修事業については記載のとおり、各小・中学校における施設の修繕など、小学校95件、中学校36件を行い、安全・安心な教育環境の整備を図ることができました。

次に、141ページを御覧ください。

同費目学校管理費の校舎等整備事業については、阿久根小学校における36号棟外壁改修工事及び屋内運動場屋根防水改修工事並びに脇本小学校及び三笠中学校における屋内運動場非構造部材落下防止対策工事並びに阿久根中学校バリアフリー改修工事並びに西目小学校、鶴川内中学校及び阿久根中学校の特別教室における空調機購入などを実施したものであります。これにより、児童生徒はもとより、学校関係者、来校者の利便性向上や安全性が確保できました。

次に、142ページを御覧ください。

同費目長寿命化改修事業については、建築から約50年経過している阿久根小20号棟及び阿久根中23号棟について、それぞれ仮設校舎借上げを行い、建築及び設備の本体工事について着工し、繰越事業として現在も施工中であります。なお、本事業はまちづくりビジョンの取組状況の34ページに記載されておりますが、学校施設等長寿命化改修工事関連につきましては、令和6年度は完成に至っておらず、実績がございませんでしたので、事業評価はD評価となっております。

次に、145ページを御覧ください。

2項及び3項2目教育振興費のICT教育整備事業は、国のGIGAスクール構想に基づく教育のICT化を図ることにより、情報通信ネットワークの活用を通じた情報処理能力の基礎を学ぶ教育環境を整えることにより、情報化社会に対応していく力を養い、また、あわせて校務の効率化を図ることにより、効果的な事業展開ができました。今後とも国、県との連携によりICT機器の効率的な活用による教育環境の向上を目指します。

次に、146ページから147ページにかけて御覧ください。

2項小学校費と3項中学校費の2目教育振興費は、児童生徒の通学支援事業であり、廃校または休校となった小中学校区から、学校に通学する児童・生徒を対象とする通学タクシーを運行するとともに、旧大川中学校から阿久根中学校へ公共交通機関である路線バスを利用して通学する生徒の通学支援を行い、生徒の安全な通学手段の確保を図ることができました。

続きまして、学校教育課所管分として148ページを御覧ください。

第10款1項2目事務局費のスクールソーシャルワーカー配置事業については、スクールソーシャルワーカーを延べ3人雇用し、学校からの依頼に応じてケース会議や生徒指導委員会に派遣し、学校と関係機関との円滑な連携を図ることができました。必要に応じて、不登校になっている児童生徒やその家族との面談を実施し、心のケアを行うことで、不登校の解消に努め、令和6年度には、自立支援教室「あくねす」において、学校に行くことができない児童生徒5人への指導や保護者と面談を行うことができました。また、いじめ、暴力行為、非行・不良行為の問題、家庭環境の問題、心身の健康問題、発達障害等に関する問題等についても、教職員と連携を図りながら支援を実施してきているところです。

次に、149ページを御覧ください。

1項4目、教育指導費の英語教育支援事業については、英語教育支援員として日本人の英語教育指導助手2人を雇用し、小学校、外国語科における指導の充実を図ることができました。また、中学校においては、ネイティブスピーカーの英語教育指導助手2人を雇用し、ALT1人とともに活動することにより、実践的な英語の習得や英語圏の文化等と一緒に学べる環境の整備を図ることができました。

次に、150ページを御覧ください。

1項4目教育指導費の市内小・中学校ICT支援業務委託については、児童生徒への1人1台のタブレット端末の配布にかかり、教職員に対する技術指導及び操作の指導を職員研修として実施しました。また、校内のICT機器に不具合が発生したときの復旧支援においても活用が図られ、教職員の業務改善にも寄与しているところです。

次に、151ページを御覧ください。

2項2目教育振興費の理科観察実験支援事業については、小規模校に理科教育支援員2人の配置を行ったことにより、担当教諭の負担軽減が図られるとともに、児童が実験を行う場合が増えたことから、理科教育の充実及び安全の確保ができました。

次に、152ページを御覧ください。

2項及び3項2目教育振興費の特別支援教育支援員配置事業については、小・中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、特別支援教育支援員を配置し、日常生活動作の介助や学習支援を行うことで、児童・生徒が充実した学校生活を送り、保護者が安心して子育てをする環境づくりを図ることができました。

次に、153ページを御覧ください。

2項及び3項2目教育振興費のあくねよかとか教育、キャリア教育推進事業については、子供たちの社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育のため、市内在住の方々を講師として学校にお招きし、本市で働いたり暮らしたりする魅力

及び課題について、各学校で指導をいただいております。また、令和5年度からの取組として、スコラ手帳の活用を市内三中学校で実施し、キャリア教育で育成すべき生徒の自己管理能力、自己肯定感の向上を図っております。

次に154ページを御覧ください。

2項及び3項2目教育振興費の学習指導支援員配置事業については、小学校2校に2人、中学校1校に2人を学習指導支援員として配置し、あわせて市内2校に自立支援教室を設置しました。児童生徒の将来の自立に向けて、教員免許状を有する学習指導支援員が個々の状況に応じた指導支援を行うことで、不登校や何らかの理由により、教室に居づらい児童・生徒が登校しやすい環境づくりを図ることができました。

続きまして、学校給食センター所管分として161ページを御覧ください。

161ページになります。

第10款6項4目学校給食センター運営費の学校給食業務委託については、給食調理業務、給食配送業務、給食配送車両管理業務を委託により実施し、市内の全小・中学校に1日当たり約1,390食を安定的に提供することができました。

次に、162ページを御覧ください。

同費目学校給食地産地消推進事業については、1学期及び2学期に1回ずつ、また、3学期には2回の合計4回実施し、市内の全小・中学校に地元産の食材を活用した給食を提供することにより、地産地消の取組及び地場産物を活用した料理等への児童・生徒の関心を深め、食文化や地元特産品、地域の産業について学ぶ食育を推進することができました。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の34ページに記載されておりますが、令和6年度の事業評価は、地元食材の使用率の実績等が目標を大きく下回っていることからC評価となっております。

次に、163ページを御覧ください。

さらに、同費目学校給食費物価高騰対策事業については、物価高騰の影響により学校給食用食材費が高騰する中、栄養バランスや必要な量を保ち、地場産物を活用した質のよい学校給食の安定的な提供を図るため、市内小・中学校の児童生徒に対し、令和6年度に改定を行った値上げ分の給食費である小学生1人当たり380円、中学生1人当たり550円を補助しました。このことにより、保護者の経済的負担軽減を図ることができました。

主要事業の成果説明は以上です。

次に、決算に関する説明書、以下、説明書と言います。及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

初めに歳出から御説明いたします。

説明書の71ページ、事項別明細書45ページを御覧ください。

第10款教育費1項1目教育委員会費の教育総務課所管分、1節報酬は、教育委員4人分の報酬であります。

2目事務局費は、2節給料から4節共済費は、教育長及び職員14人分の人件費であります。

7節報償費は、学校規模適正化協議会出会に係る出会謝金であります。

27節繰出金は、阿久根市奨学金貸付対象者のうち、阿久根市奨学金貸付基金条例、以下条例といます、条例施行規則第16条及び第17条の規定により、初となる入学一時金の免除対象者が出たことから、条例第10条の規定により、免除額となる全額を一般会計から繰り出して基金の整理を行ったものであります。

また、学校教育課所管分の7節報償費は、学校運営協議会委員、スクールソーシャルワーカー及びスクールガードリーダー等の謝金が主なものであります。

次に、説明書は72ページ、事項別明細書は46ページを御覧ください。

3目教職員住宅費は、教育総務課所管分であり、教職員住宅の維持管理に関する経費であります。

12節委託料の主なものは、除草作業の委託に係る経費であります。

15節原材料費は、補修用資材等の調達に要した経費であり、当課所属の建築技能職である会計年度任用職員により住宅の補修等を施したものであります。

16節公有財産購入費は、西目小教頭住宅及び三笠中校長住宅のガス給湯器設置費用であります。

4目教育指導費は、学校教育課所管分であり、外国語指導助手1人及び英語教育指導助手4人分の1節報酬及び3節職員手当等が主なものであります。

次に、説明書は74ページにかけて、事項別明細書は47ページを御覧ください。

2項小学校費1目学校管理費ですが、令和5年度の決算額と比較し約2億7500万円の増となっており、その増額の主な要因は阿久根小20号棟の長寿命化改修に伴う仮設校舎リースと本体工事によるものであります。

それでは、教育総務課所管分から主なものを御説明いたします。

1節報酬は、学校図書司書5人、学校用務員7人及び建築技能業務1人の9か月分の報酬であります。10節需用費は、各小学校に配分しました学校消耗品や電気・水道料などの光熱水費のほか、校舎等修繕料が主なものであります。

12節委託料は、警備業務ほか20件の委託料であります。

14節工事請負費は、脇本小学校屋内運動場非構造部材落下防止対策工事ほか3件であります。

16節公有財産購入費は、折多小学校遊具購入ほか3件であります。

17節備品購入費は、阿久根小学校児童机や、児童椅子など、学校の管理運営に必要な備品購入に係る経費であります。

また、学校教育課所管分としまして、1節報酬は、学校医19人の報酬であり、18節負担金、補助及び交付金は、学校管理下における児童の災害に対して給付を行う日本スポーツ振興センター共済掛金であります。

次に、説明書は74ページから75ページにかけて御覧ください。

2目教育振興費ですが、教育総務課所管分としまして、12節委託料は、市内小学校パソコンサーバー監視システム保守業務ほか2件であります。

13節使用料及び賃借料は、小学校のICT機器等のリース料が主なものであり、17節備品購入費は、市内小学校附属図書789冊など学校生活に必要な備品購入に係る経費であります。

19節扶助費は、特別支援教育児童学用品費ほか7件の助成に係る経費であります。

また、学校教育課所管分としまして、1節報酬は、理科教育支援員2人、スクールサポートスタッフ1人、特別支援教育支援員9人及び学習指導支援員2人の報酬であります。

7節報償費は、市内各小学校で実施しているあくねよかここ教育事業講師謝金であります。

12節委託料は、学力知能検査業務の委託料であります。

19節扶助費は、他校通級児童通学援助費ほか、1件の助成に係る経費であります。

次に、説明書は75ページから76ページにかけて、事項別明細書は48ページを御覧ください。

明細書は48ページです。

3項中学校費1目学校管理費ですが、令和5年度の決算額と比較し、約2億2300万円の増となっており、その増額の主な要因は、阿久根中23号棟の長寿命化改修に伴う仮設校舎リースと本体工事によるものであります。

教育総務課所管分から主なものを御説明いたします。

1節報酬は、学校図書司書3人、学校用務員3人及び建築技能業務1人3か月分の報酬であります。

12節委託料は、警備業務ほか18件の委託料であります。

14節工事請負費は、三笠中学校の屋内運動場非構造部材落下防止対策工事ほか3件であります。

また、学校教育課所管分としまして、1節報酬は、学校医11人分の報酬であります。

18節負担金、補助及び交付金は、学校管理下における生徒の災害に対して給付を行う日本スポーツ振興センター共済掛金であります。

次に、説明書は77ページを御覧ください。

2目教育振興費ですが、教育総務課所管分としまして、12節委託料は、市内中学校パソコンサーバー監視システム保守業務ほか1件であります。

13節使用料及び賃借料は、中学校のICT機器等のリース料が主なものであり、17節備品購入費は、市内中学校附属図書328冊など学校生活に必要な備品購入に係る経費であります。

19節扶助費は、特別支援教育生徒学用品費ほか7件の助成に係る経費であります。

また、学校教育課所管分としまして、1節報酬は、特別支援教育支援員2人分及び学習指導支援員2人分の報酬です。

18節負担金、補助及び交付金は、地区及び市の中学校体育連盟負担金の増と補助金1件であります。

次に、事項別明細書は49ページを御覧ください。

4項1目幼稚園費の18節負担金補助及び交付金は、あくねよかここ教育事業として、市内の私立の認定こども園に補助したものであります。

次に、説明書は82ページ、事項別明細書は52ページを御覧ください。

6項保健体育費4目学校給食センター運営費につきまして、1節報酬は、学校給食セ

ンター事務補助 1 人の報酬であり、2 節給料から 4 節共済費は、職員及び前述の会計年度任用職員の人件費であります。

12 節委託料は、学校給食業務ほか 10 件の委託料であります。

17 節備品購入費は、給食配送車 4 台のうち、経年劣化していた 1 台についての買いかえが主なものであります。

18 節負担金、補助及び交付金は、学校給食地産地消推進事業、学校給食費物価高騰対策事業に係る経費が主なものであります。

次に、歳入について説明書で御説明いたします。

10 ページを御覧ください。

第 12 款分担金及び負担金 2 項 3 目教育費負担金 1 節小学校費負担金及び 2 節中学校費負担金は、日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金であります。

次に、11 ページを御覧ください。

第 13 款使用料、使用料及び手数料 1 項 7 目教育使用料のうち、教育総務課所管分としまして、1 節教職員住宅使用料は、教職員住宅における電柱等の占用料であり、2 節小学校使用料及び 3 節中学校使用料の主なものは、学校開放における屋内運動場の照明施設使用料であります。

次に、15 ページを御覧ください。

第 14 款国庫支出金 2 項 9 目教育費国庫補助金のうち教育総務課所管分としまして、2 節小学校費補助金及び 3 節中学校費補助金の主なものは、学校施設環境改善交付金、特別支援教育就学奨励費等に係る児童・生徒の扶助費に対する補助金であります。

また、学校教育課所管分としまして、2 節小学校費補助金は、理科教育設備整備費等に係る理科教育支援員報酬に係る補助金であります。

次に、19 ページを御覧ください。

第 15 款県支出金 2 項 9 目教育費県補助金のうち学校教育課所管分としまして、1 節教育総務費補助金は、スクールガードリーダー配置事業に伴う補助金、2 節小学校費補助金は、教育業務支援員配置事業に伴う補助金であります。

次に、21 ページを御覧ください。

第 16 款財産収入 1 項 1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入のうち教育総務課所管分は、教職員住宅として校長・教頭と住宅 18 件分の家賃収入であります。

次に、22 ページを御覧ください。

2 目 1 節利子及び配当金のうち教育総務課所管分は、奨学金貸付基金利子及び瀨風ゆめみらい奨学金貸付基金利子であります。

次に、29 ページから 30 ページにかけて御覧ください。

第 20 款諸収入 5 項 4 目 20 節雑入のうち教育総務課所管分の主なものは、原子力立地給付金及び落雷により故障した西目小パソコン室空調機に係る建物総合損害共済災害共済金であり、学校給食センター所管分は、原子力立地給付金が主なものであります。

次に、31 ページを御覧ください。

第 21 款市債 1 項 9 目教育債は、教育総務課所管分が 2 節小学校債及び 3 節中学校債であり、いずれも校舎等改修事業として実施した屋内運動場屋根防水改修工事や長寿命化

改修事業などの財源として、また、給食センター所管分が5節保健体育債であり、給食配送車1台分の購入経費の財源として充当したものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

**濱田洋一委員長**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

**渡辺久治委員**

成果説明書の142ページ。長寿命化改修事業で小学校が2億1000万円、中学校が1億7000万円ぐらいあるんですけども、このうちに当然これ両方とも耐震化は含んでおりますよね、両方とも。

**牧尾教育総務課長**

この長寿命化改修工事において耐震化を図るものではなく、平成25年度にもう既に耐震化がなされております。

**渡辺久治委員**

それでこの中には耐震化は含まれていないという認識でよろしいですか。

**牧尾教育総務課長**

耐震化に特化した工事ではございませんで、校舎そのものの、今後、将来にわたってまたさらに30年ほどの継続を見越した改修を実施しているものであります。

**白石純一委員**

今の件です。成果説明書、142ページ。今、課長の御説明で30年ほどを継続して使えるというお答えがございましたが、この小学校、中学校等についてそれぞれ築何年ですかね、今までそれ、今回工事をしなければ、あと何年ぐらいの継続使用を見込んでいたのが30年に、延びて見込んでいるというのかを教えてください。

**牧尾教育総務課長**

先ほど御説明いたしましたとおり、築50年を経過しておりますので、まず、阿小と阿中を経過したものとして今実施しているところでございます。

**白石純一委員**

築50年というのは分かりましたが、きっちり50年なのかを伺いたかったのとですね、この工事をしなければ、あと何年ぐらいの使用期間が30年に延びたのかを教えてくださいということです。

**牧尾教育総務課長**

鉄筋コンクリートの場合、60年が大体耐用年数というふうに認識しているところであります。

**白石純一委員**

分かりました。60年と見込んでいたものが、プラス20年延びたというふうに理解しました。

次の項目です。

同じ成果説明書の139ページ、10款1項2目の学校規模適正化、事業の成果の欄で、1行目の最後のほう、方向性等について丁寧に説明を行い、一定程度の理解は得られたと

思われるとございますが、この意味なんですけれども、方向性を理解していただいたということなのか、あるいは方向性の趣旨に賛同していただいたということなのか、どちらの意図でしょうか。

**牧尾教育総務課長**

これは令和6年度の実績でございますので、その時点では、方向性の趣旨に賛同いただいたものと理解しているところです。

**白石純一委員**

その趣旨、方向性の趣旨に賛同いただいたというのは、アンケート等で確認してそのように思われているということでしょうか。

**牧尾教育総務課長**

この令和6年度末時点ではアンケート調査を行っておりませんので、適宜といえますか、ずっと、くまなく、会場を変えて実施いたしました説明意見交換会等において、行った、言わば会の中での状況等を考えて、このような表現にしたところでございます。

**白石純一委員**

それはですね、説明する側の思い込みで、実際にどのように受け取ったかというのは、アンケート等で実際に聞いてみないことには分からないことですので、こうしたことで市民を先導するようなことは、私はふさわしくないと思います。

次の質問に移りますが、質疑ですが、145ページ同じく成果説明書10款2項、あるいは3項の2目、ICT機器のリースですが、これは毎年、このリース料がかかっているという理解でよろしいでしょうか。

**牧尾教育総務課長**

お見込みのとおり、毎年のリース料でございます。

**白石純一委員**

ちょっと私が聞いた、伺った話で、審議も確認のためお伺いしたいんですけれども、タブレットをWindowsベースからですね、iPadOS、つまりiPadに切り替えるというようなことが行われたのか、あるいは予定があるというようなことを耳にしたんですが、それは事実ですか。

**牧尾教育総務課長**

これはGIGAスクール、国の政策に基づいて進めている事業でありますけれども、当市においては、全児童・生徒の配備が令和6年度末で既に完了しておりました。

委員のおっしゃるiPadについては、機器のですね、タブレットのiPadに関しましては、全児童・生徒に対して、もう既にもう5年が経過しましたので、今年の8月に入替えを、更新作業を行ったところです。なので、この決算には反映されておませんが、今現在は、今年度において、全ての児童・生徒にiPadで統一したタブレットを更新いたしました。

**白石純一委員**

機器の切替えにおいて、例えばこれまで使っていた機器のリース料の違約料とか、そういういったペナルティはかからないのでしょうか。

**濱田洋一委員長**

白石委員、ただいまの質疑はですよ、令和7年度事業、先ほど課長からもありましたけど、今年度の8月に更新をということでしたので、令和7年度の。

〔白石純一委員「委員長、では休憩でちょっと教えてください」と呼ぶ〕  
暫時休憩に入ります。

(休憩 午前11時53分～午前11時54分)

#### **濱田洋一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。  
ほかにございませんか。

#### **竹原信一委員**

主要事業成果説明書141ページ。ほかにもですね、外壁塗装が、やってきておりますけれども、まだ今から塗装しなきゃいけないところが何箇所ほど残っておりますでしょうか。把握されてますか。

#### **牧尾教育総務課長**

長寿命化改修工事、大規模改修につきましては、公共施設のですね、長寿命化に向けた計画を立てて適宜更新をかけていくわけですがけれども、この外壁のみに関しては、今のところ具体の計画は立てておりません。今後、それはしっかりと把握してまいりたいと思います。

#### **竹原信一委員**

問題ですね。どのようなものが今後、塗装しなきゃいけない今の状況を把握してないということですよ。今の状況を把握していないというふうに理解していいですか。

#### **牧尾教育総務課長**

必要性については、今のところないという解釈、認識でございますので、将来に向けては、必要に応じて計画を立ててまいりたいということでもありますので、適宜緊急を要する修繕等は、その都度もちろんやっておりますけれども、大規模の改修は、今後、状況を見ながら計画を立てていきたいと、このように考えております。

#### **竹原信一委員**

コンクリート外壁というのはですね、一般的には、新築の場合は、まず8年から10年後に塗装する。そして、そのあとは10年から15年ごとに再塗装していくというのが基本的な形であります。

そして、それでも劣化の際に、つまりチョーキング、さわったら白い粉がつく。そういったらもうそれが出たら塗装しなきゃいけない。これが基本です。

この知識は、そのことについて、皆さんは、理解されていないのでしょうか。

#### **濱田洋一委員長**

竹原委員、ただいまの竹原委員の発言はですよ、御意見ということで、そのような理解をさせていただきます。

竹原委員、よろしいですか。

〔発言する者あり〕

竹原委員、いや、今141ページの、はいどうぞ。

〔発言する者あり〕

#### 竹原信一委員

ですから、皆さんは、ね。今の状況について把握、その方法をお持ちでしょうかという事なんですよ。

〔発言する者あり〕

#### 濱田洋一委員長

竹原委員、ただいま発言は、竹原委員の御意見に対する質疑でありますので、そのことは答弁できませんので、御了承いただきたいと思えます。

そして、ちょっと手を挙げる前にですね、141ページの主要事業の説明書の中で、現状と課題にありますとおりですね、学校施設の老朽化が進んでいる状況であって、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送れるよう改修が必要な学校については、年次的に改修工事を行う必要があるからそのようにしていきたいということでの記載がございますので、執行部としてはそのように取り組んでいきたいということであろうかと思えますので、はい、以上で。

〔発言する者あり〕

ほかのことですか。

〔竹原信一委員「委員長の今の発言は委員長の推測です」と呼ぶ〕

〔発言する者あり〕

違いますよ。ここに書いてありますよ。

主要事業の成果説明書、これをお読みいただければと思えます。

〔発言する者あり〕

ちょっと静かにお願いしますね。

〔木下孝行委員「議事進行上の発言を」と呼ぶ〕

#### 木下孝行委員

委員長の整理権に従わないんだから、発言を停止させてくださいよ。

そして、決算に関する質問をさせてください。決算から外れています、完全に。

〔発言する者あり〕

#### 濱田洋一委員長

それぞれ御発言がありますけれども、ただいま竹原委員から御発言があったことにつきましては、竹原委員の御意見ということでもありますので、よろしくお願ひします。

ほかにありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかにも質疑があるようですので、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 正午～午後1時1分)

#### 濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

教育総務課長から訂正の申出がありますので、発言を許します。

#### 牧尾教育総務課長

午前中の審議におきまして、渡辺委員に対しまして、校舎の耐震診断が平成25年度に完了していると申しあげましたけれども、平成20年度の間違いでした。訂正いたします。平成20年度に耐震診断が完了しております。

#### 白石純一委員

今の件ですけど、耐震工事が終わってる。診断が終わっているということですが、工事も終わってるわけですね。

#### 牧尾教育総務課長

耐震診断が平成25年度に完了しておりますので、その結果、問題なかったという認識でございます。

#### 川原慎一委員

主要事業の成果説明書153ページ。

あくねよかとか教育事業の中のスコラ手帳の活用ですが、実績というものをここで積んできているということでもございましたが、生徒たちに対して、具体的な成果っていうものが、下にも書いてありますけれども、何かほかに、もう私、子供たちの、実際にスコラ手帳見せてもらったこともあるんですが、非常によくできてるんですね。

鶴川内中学校であつたりとか、非常に取組を積極的にやっているとすることも聞いているんですが、そういったことも含め、学校教育課として、これをまた、成果がどういうふうに出ているかということを感じているところを教えていただけたらと思うんですが。

#### 山下学校教育課長

令和6年度に全3中学校で活用するようになりまして、2年目を迎えたところですが、委員のおっしゃるとおり、非常によくできておりまして、生徒たちが継続することによりまして、学習の計画、家庭の学習の計画であつたり、家庭の生活時間であつたりするのをきちっと書くようにもなっております。また、継続することによりまして、本人が気づいたことや、思い浮かんだアイデア等もよく書き込むようになってきているということで、メモを取る非常によい習慣が生まれてきているというふうに把握しております。

なお、この取組のよさを耳にした小学校のほうもですね、ある程度効果があるのではないかとということで、自主的に、興味のある小学校のみですけれども使い始めております。

#### 川原慎一委員

そうやって成果が出てきているのは非常にいいことですので、個人差が出ないように、これから先、頑張ってくださいと思います。

これは意見として、あと一つよろしいでしょうか。

同じく、成果説明書の162ページ。給食の地産地消についてですが、牧尾課長が、まちづくりビジョンの取組状況については、ここがC評価であったということでもございました。

地産地消、阿久根市のものを使うとなると、給食費の高騰も含めていろいろ難しい部分はあるんでしょうが、ここがCにとどまったということは、総務課としてまた給食センターとしてどういうふうに捉えていらっしゃるかをお聞かせください。

#### **牧尾学校給食センター所長**

まず、前提から少しお話しさせていただきたいと思いますが、阿久根市には、皆さんも御案内のとおり、海の幸や山の幸、畜産もそうですけれども、豊富な食材がございます。地元産の食材を活用して、学校給食で提供することで、阿久根市の産品に触れてもらって、魅力を伝え、ひいてはこのふるさと阿久根のすばらしさを実感してほしい、そういった狙いがあります。すなわち、生きた食育としての学校給食を目指しております。

そういった意味からも、まちづくりビジョンではK P Iで目標を定めて、その目標達成に向けて努力しているところであります。

しかしながら、令和6年度においては、目標値に至らず、数値データとしてのルールに基づいてC評価というふうにいたしました。

もちろん、地元食材の活用率を高めて、学校給食本来の在り方や意義の実現を目指しておりますが、現実的には必ずしも地元産食材が安価で入手できるわけでもありません。

したがって、コストパフォーマンスや仕入れの困難さの問題から、計画の段階で断念せざるを得ないことも少なくない状況であります。

そういった課題とも向き合いながら、より栄養価が高い、バランスのとれた、そして、安全安心な学校給食を提供することが我々の務めでもありますので、令和6年度において、この事業に関しては委員御指摘のとおりC評価といたしましたが、それを反省しつつ、学校給食におけるより効果的な地産地消の推進事業を今後も継続してまいりたい、考えてまいりたいというふうに考えております。

#### **川畑二美委員**

成果説明の154ページなんですけど、学習指導支援員配置事業で、阿久根小学校と阿久根中学校だけに自立支援教室を設置してるんですけど、前年度は、阿久根中学校は6人から7名、小学校も5人から6人って増えてくるんですけど、この点については、配置が小学校は2名、中学校が2名ですけど、先生方を増やすとか、何か対策は考えてらっしゃるんでしょうか。

#### **土屋学校教育課長補佐兼指導係長**

委員おっしゃるように2名、中学校に2名配置しているところなんですけど、今現在、子供たちの支援の様子を確認しながら、毎年、支援員を配置しているところです。

その状況を鑑みますと、今の人数で大丈夫かなというふうにして確認を学校ともとっているところではあります。

ほかにも特別支援員でしたり、理科支援員、そのほかICT支援も含めて審査をいろいろとさせていただいて、学校では教員と連携をとりながら進められているところの状況であります。

それから、阿久根小と阿久根中学校にそれぞれ支援教室を設けてありますが、ここについても、御覧のように5名、6名という形で、それぞれ学校と連携をしっかりとしま

して、学級担任と連携をとりながら進めているところですので、今のところ学校から人数を学習指導支援員を増やしてほしいというような要望は今のところありませんので、様子を見ながら、今後検討していきたいと思います。

#### 川畑二美委員

再度お尋ねいたします。

この先生方っていうのは、勤務はほかの先生方と同じ勤務の状態になるんでしょうか。

#### 土屋学校教育課長補佐兼指導係長

正規の教職員と比べますと、8時半から4時という形の勤務になって、少々違いますけれども、同じような時間帯で運営してます。

#### 白石純一委員

成果説明書の149ページ。10款1項4目英語教育支援事業なんですけれども、ネイティブスピーカー、この授業実施状況を拝見すると、ネイティブスピーカーの配置は中学校だけで、小学校では行われていないという理解でよろしいでしょうか。

#### 土屋学校教育課長補佐兼指導係長

おっしゃるとおり、そのように運用してるところです。

#### 白石純一委員

その下の事業の成果のですね、2行目ですね。

小学校においては、ネイティブスピーカーであるALTだけではなく、ということは、ALTを配置して、それに加えて、日本人の助手を配置したというふうに読めるんですがこれでは文書的にはおかしくないですか。

#### 土屋学校教育課長補佐兼指導係長

英語支援員としてのネイティブスピーカー、今2名いるんですけど、ALTは1名おります。

なので、ALTは小学校のほうにも派遣してるところです。

ただ、そのネイティブで、市で雇っているその2名のネイティブの方は中学校に行っているという説明で書いているとおりで。

#### 白石純一委員

では、ネイティブではないけれども、ALTの方が小学校に配置されているということですか。

#### 土屋学校教育課長補佐兼指導係長

ここで書いてあるのは、ネイティブスピーカーであるALTは、現在、外国籍の方です。ネイティブの方。そのALTだけを小学校に配置するのではなくて、日本人である英語支援員の2名、小学校にも配置しているという文章で書いているところです。

#### 白石純一委員

でも、ネイティブスピーカーは小学校にはおられない。

6年度は、事業は行っていないという理解でよろしいですか。

#### 土屋学校教育課長補佐兼指導係長

ALTというのはJETプログラムのほうで雇っている方で、その方1名と、市で雇っているネイティブの方、この2名というのを分けて書いていますので、市で雇って

いるネイティブスピーカーの2名の外国人の方は、小学校には今配置してません。中学校だけ行ってます。

なので、小学校からすると、ALT 1名と日本人の英語支援員2名が3名体制で行っているということです。

#### 白石純一委員

小学校では、ネイティブの方は、教えて、1人いらっしゃるということですか。

〔発言する者あり〕

#### 濱田洋一委員長

白石委員、先ほど指導係長から説明があったとおりですけれども、もう一度簡潔にお願いしたいということよろしいですか。

〔白石純一委員「休憩してもらっていいですか」と呼ぶ〕

休憩に入ります。

(休憩 午後1時15分～午後1時15分)

#### 濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項の審査を一時中止します。

〔教育総務課、学校教育課及び学校給食センター退室、生涯学習課入室〕

次に、認定第1号中、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

#### 早水生涯学習課長

認定第1号中、生涯学習課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書について主なものを御説明いたします。

155ページを御覧ください。

第10款教育費5項1目社会教育総務費青少年育成事業ですが、あくねキッズスクール 星空観望会及び科学体験教室を開催し、体験を通じた活動を実施することができました。

学校応援団活動は、学校応援団ボランティアに登録されている方による学校と連携した郷土芸能や昔遊びなどの学習を実施いたしました。

次に、156ページを御覧ください。

第10款教育費5項1目社会教育総務費学習推進事業については、生涯学習の推進と社会教育の充実のために、生涯学習講座、家庭教育学級や高齢者学級を開設し、学びのできる環境づくりに努め、生きがいを持って社会に参加できるよう、学習機会の提供と機会の充実に努めました。

なお、令和5年度に引き続き生涯学習フェアを開催し、生涯学習講座や高齢者学級の活動発表や作品の展示を行い、日頃の成果を披露することができました。

なお、青少年育成事業関係、学習推進事業関係については、まちづくりビジョンの取組状況の36ページ、37ページに記載されており、令和6年度は、生涯学習講座参加者総数は延べ1,882人と、令和5年度と比較して222人の増となりましたが、目標の90%未満であったため事業評価C、学校応援団ボランティア活動総数は1,240人で5年度と比較して56人の増となりましたが、目標の90%未満であり事業評価C、家庭教育学級参加者数は1,028人で、5年度と比較して195人の減となり、目標の80%未満であり事業評価D、ジュニア・リーダークラブ会員は13人で5年度と比較して増減なしで目標の80%未満であり、事業評価Dとなっております。

次に、成果説明書の157ページにお戻りください。

第10款教育費5項1目社会教育総務費、自主文化事業についてであります。

事業の実施においては、年間を通して、コンサートや演劇などの開催に取り組み、文化芸術の振興及び鑑賞の機会をつくりました。成果説明書に記載のとおり、15の自主文化事業を開催し、合計2,628名の入場があり、令和5年度と比較して、事業数は1事業の減、来場者数は1,076人減少しました。主な要因としましては、国・県等の採択事業がなかったことによるものであります。毎年開催している自衛隊のコンサートや吹奏楽フェスティバルなどは500人を超える人気事業であり、演奏はもちろんのこと、マーチングなどにより会場は大いに盛り上がりましたが、イベントによっては、想定よりも入場者が伸びなかったものもあるため、集客力のあるイベントの企画や一層の広報活動に努めます。

次に、158ページを御覧ください。

第10款教育費5項1目社会教育総務費、阿久根洋画展であります。令和6年度は8月24日から9月1日までの9日間で開催いたしました。市内外から一般・高校生の分に220作品、ジュニアの部に1,359作品の応募があり、来場者数は1,391名と、令和5年度より311名の減でありました。主な要因としましては、台風接近に伴い2日間閉館したことが大きく影響したところであります。

次に、159ページを御覧ください。

第10款教育費5項3目図書館費、図書館運営事務であります。

図書館の運営については、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ利用者数及び貸出し冊数は、少しずつ増加はしておりますが、引き続き指定管理者であるNPO法人ふれでおと連携し読書活動の推進を図ってまいります。また、令和6年10月に開館した電子図書館については、6年度末時点の電子書籍コンテンツ数は872点で、貸出件数は598件でありました。今後、さらなる利用者の掘起しに努めてまいります。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の36ページに記載されており、令和6年度の事業評価は、ただいま説明した理由から、目標の80%未満でありD評価となっております。

次に160ページを御覧ください。

第10款教育費5項3目図書館費、新阿久根市立図書館建設事業であります。

新阿久根市立図書館設計変更業務について、令和6年第3回市議会定例会において補正予算案を上程し、議決された事業であり、令和6年12月から本年12月までを履行期間

としており、令和6年度分の委託料として支出したものであります。

次に、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

初めに歳出から御説明をいたします。

決算に関する説明書は40ページ、事項別明細書は20ページを御覧ください。

第2款総務費1項19目市民交流施設管理費は、市民交流センター管理に係る費用が主なもので、執行率は95.7%であります。

1節報酬は、窓口事務補助員1人と警備員2人分の報酬であり、12節委託料は、決算に関する説明書40ページ備考欄に記載の衛生害虫等防除業務ほか14件の委託料であります。

次に、ページが飛びますが、決算に関する説明書は78ページ、事項別明細書は49ページを御覧ください。

第10款教育費5項1目社会教育総務費は、社会教育の推進及び組織づくりのための費用が主なもので、執行率は96.1%であります。

1節報酬は、社会教育指導員及び専門員、計5人分と自主文化事業等推進員2人分の報酬及びその他、各種委員3件の委員報酬であります。

7節報償費は、生涯学習講座等講師謝金、自主文化事業出演謝金などであり、12節委託料は、音響照明灯操作業務委託、自主文化事業等の委託費用が主なものであり、そのほか6件の委託料であります。

17節備品購入費は、市の視聴覚ライブラリー貸出用DVDソフト5枚を購入したものであります。決算に関する説明書は79ページにかけてになりますが、18節負担金、補助及び交付金は、説明書の備考欄に記載のとおり、県視聴覚教育連盟ほか各種協議会等5件の負担金と、校外生活指導連絡協議会ほか7件の補助金であり、そのうち郷土芸能育成は、ふるさと山田楽保存会ほか5団体への補助であります。なお、文化財関係団体育成事業については、まちづくりビジョンの取組状況の38ページに記載されており、令和6年度は文化財関係団体育成件数が6件となったことから、事業評価はAとなっております。

次に、事項別明細書は49ページから50ページにかけてになりますが、2目公民館費は、公民館活動の充実を図り、地域の活性化の推進に係る費用が主なもので、執行率は92.3%であります。

1節報酬は、脇本地区公民館及び中央公民館鶴見分館警備員4名分の報酬が主なものであります。

12節委託料は、決算に関する説明書の備考欄に記載のとおり、脇本及び大川地区公民館の館内清掃業務ほか6件であります。

14節工事請負費は、大川地区公民館の移転に伴う改修費用であります。

18節負担金、補助及び交付金は、一般コミュニティ助成事業が主なものであり、波留区及び段区に対して公民館のコミュニティ活動備品として使用する物品等の購入費用として補助したものであります。

次に、決算に関する説明書は79ページから80ページにかけてになります。

3目図書館費は、図書館運営に係る費用が主なもので、執行率は98.1%であります。

10節需用費は、修繕料であり、図書館2階のエアコンが故障したため、修繕した費用が主なものであります。

12節委託料は、指定管理者であるNPO法人プレデオに委託した図書館及び郷土資料館の指定管理委託料と新図書館設計変更業務委託料が主なものであります。

17節備品購入費は、図書館の図書購入費であります。なお、図書購入につきましては、成果説明書159ページに記載のとおり、一般図書及び児童図書合わせて2,012冊を購入しており、年度末の蔵書数は8万5228冊であります。

24節積立金は、基金利子分を積み立てたもので、令和6年度末の基金残高は1423万4974円であります。

4目青年の家管理費は、青年の家管理運営に係る費用が主なもので、執行率は97.1%であります。

10節需用費は、光熱水費と修繕料が主なものであります。12節委託料は、館内清掃業務ほか4件の委託料であります。

以上で歳出に関する説明を終わり、次に、歳入についてであります。歳入につきましては、決算に関する説明書により説明させていただきます。

決算に関する説明書の10ページを御覧ください。

第13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料のうち、生涯学習課所管の総務管理使用料は、市民交流センター使用料が主なものであります。

次に、11ページから12ページにかけてになりますが、7目教育使用料のうち社会教育使用料は、備考欄に記載のとおり、協本地区公民館ほか3件の施設使用料であります。

次に、22ページを御覧ください。

第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち生涯学習課所管分については、備考欄に記載の読書推進基金利子であります。

次に、23ページを御覧ください。

第17款寄附金1項10目教育費寄附金は、市文化協会からの10万円の寄附金であります。

次に、24ページを御覧ください。

第18款繰入金1項9目読書推進基金繰入金は、図書購入費用等の財源として読書推進基金から繰り入れたものであります。

次に29ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入のうち生涯学習課所管分は、備考欄記載のとおり、雇用保険料ほか10件であります。主なものは、自主文化事業入場券販売収入であります。

以上で令和6年度歳入歳出決算について、生涯学習課所管分の説明を終わりますが、御審議方どうぞよろしくお願いたします。

#### **濱田洋一委員長**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

#### **白石純一委員**

主要事業の成果説明書155ページ。10款5項1目青少年育成事業のあくねキッズスクー

ル参加者29人ということですが、これは市内在住の子供たち以外の参加はどれぐらいでしょうか。

**早水生涯学習課長**

市内在住者のみであります。

**白石純一委員**

市内在住者以外の参加も認められておりますでしょうか。

**早水生涯学習課長**

募集の時点で、阿久根市内の小・中学校のみ呼びかけをしているというところがございます。

**白石純一委員**

以前はですね、夏休みに帰省された方のお子様も参加されていたと記憶してるんですが、方針が変わったんでしょうか。

**早水生涯学習課長**

方針が変わったかどうかまでは確認をしておりますが、ただ現状として、阿久根市内の小・中学校のみ呼びかけをしているという状況でございます。

**白石純一委員**

私はですね、これは意見ですけれども、長い目で見た交流人口の予備軍にもなりますので、ぜひ、市外の方も、お子さんにも参加していただくほうがいいのではないかと思いますので、御検討の価値はあると思います。

意見です。

**濱田洋一委員長**

今の発言は御意見ということでよろしいですか。

〔白石純一委員「はい」と呼ぶ〕

ほかにまだありますか。

**白石純一委員**

同じく成果説明書の157ページ。10款5項1目自主文化事業ですね、真ん中ほどの事業実施状況、15件の事業がございますが、6番の子供たちによる声優アフレコ体験の入場者数16人、14番の友だち・家族カラオケ交流会の入場者数20人、これは、ファツィオリピアノ試弾会は個人の方が時間を区切ってやられるのでこの人数というのは分かるんですが、このアフレコ体験及び交流会20人以下というのは、非常に少ないような気がするんですけど、その理由は分かかりますか。

**早水生涯学習課長**

募集人員を一般までは拡大しておらず、市内小・中学生のみ対象としたことの結果によるものでございます。

**白石純一委員**

私は、アフレコ体験、小・中学生じゃないけれども観覧してたんですけども、大人あるいは高校生以上の若者が見てもですね、特にアフレコ、声優に興味ある方には大変面白い企画だったと思いますので、明らかに実際ステージに上がる方々以外にも、見ていただく価値は十分にあったものではないかと思いますが、その点は、私の理解を問

違ってますでしょうか。

**濱田洋一委員長**

白石委員、ただいま観覧されての御意見ということでございますけれども、今、発言されたことが、質疑にちょっと、質疑をしてもらいたいですけれども。

〔白石純一委員「質疑のつもりでした」と呼ぶ〕

**白石純一委員**

もっと集客できるのではないかと。普通はできると思うんですが、なぜできなかったんでしょうか。

**濱田洋一委員長**

集客人数を増やすためにというか、何か努力をしたのかということですか。

〔白石純一委員「はい、それで結構です」と呼ぶ〕

**早水生涯学習課長**

このアフレコ体験につきましては、令和6年度が初めての試みというのもございまして、試行錯誤の部分もありましたので、おっしゃるとおり結果につきましては非常に少ない人員でしたので、今後また、同様の事業とする場合はですねそういったことも検討して、十分集客を得られるような取組を行っていきたいというふうに考えております。

**白石純一委員**

14番も応募された方だけで行ったということですか。

**早水生涯学習課長**

こちら市内の小・中学生のみでございます。

**白石純一委員**

市内小・中学生を呼びかけても20人、家族を含めて20人ということは、数家族だったということと理解しますが、集客あるいは呼びかけの努力が足りなかったんじゃないですか。

**早水生涯学習課長**

結果として、少ない集客人数になっておりますので、その点は十分反省をいたしまして、今後、広報活動等ですね、尽力していきたいというふうに考えております。

**川原慎一委員**

成果説明書の156ページの生涯学習フェアについてですけど、これって、毎年大体2月ぐらいですよ、実施時期が。

P T Aだったりいろんなところに呼びかけ、また、動員のお願い等々もやっていらっしゃるっての結果だと思うんですけど、やはり寒い時期にやることと、土日、2月っていうのは受験のシーズンも絡んでくるし、非常に保護者の皆さん方には厳しい部分もあるんじゃないかと、私、P T Aの現役の頃に感じたこともあったんですが、この時期をですよ、体育功労者の表彰もたしかありますよねこれって。

だから、大会等に出た方々の表彰もあるので、2月が適当なのかなということですけどやってらっしゃるんだと思うんですけど、これ、例えばもうちょっと前倒しで、もうちょっとこう足を運びやすい時期にできるということは、これから以後できないんですかね。

## 濱田洋一委員長

ただいまの川原委員の発言も御意見の考え方の発言ですけれども、質疑に変えますと、期日等の変更が、やることには考えてないかというようなことの質疑になるかと思うんですが。

〔発言する者あり〕

なぜ2月なのかということによろしいですかね。

〔川原慎一委員「いいですよ」と呼ぶ〕

## 早水生涯学習課長

先ほどの説明でも申し上げたところでございますが、この生涯学習講座、生涯学習フェアにつきましては、生涯学習講座や高齢者学級の、大体年度当初から始まっていくわけですが、それがどんどん終わって年度末を迎えていて、日頃の成果を披露する時期ということまで、これまで2月、年明けに開催していたところでございますが、委員のおっしゃるとおり、時期的なものもあろうかと思っておりますので、そこはまた課内のほうで検討して行ってですね、なるべく参集に無理のない時期等をですね、また検討していきたいというふうに思います。

## 渡辺久治委員

成果説明書の157ページ。自主文化事業について、先ほど8番議員からもありましたけれども、15の事業を展開して、私はいろんな文化に触れる機会を提供していると今すごく評価するんですけども、舞台プロデュースの技術に関することは、どうしても今は、お一人の方にかかっているというところがあって、その辺の継承、舞台技術の継承に関してはどんなふうに考えておられますか。

## 早水生涯学習課長

今、委員の御指摘のあった部分については、まさに検討事項でございまして、この令和7年度から引継ぎも含めてですね、一緒に作業を行っているという状況でございます。

## 渡辺久治委員

やっておられる御本人も高齢ですので、その辺、実はその人も心配してるんですよ。ですので、その辺を十分考慮に入れて、早急にそういう体制もどんなふうにしたらいいかというのも難しいですから、考えていってもらうことを希望します。希望で終わります。

## 濱田洋一委員長

ただいまの発言は御意見ということで受けます。よろしくお願ひします。

ほかにございますか。

## 川畑二美委員

成果説明の160ページなんですけど、新阿久根市立図書館建設事業、こちらはこの遂行時期が令和7年12月4日で、6年度の支払額は1,200万円になってまして、7年度の、全部設計図ができたなら、支払い予定で1,803万円を支払う予定で考えてらっしゃるんでしょうか。

## 早水生涯学習課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

## 川畑二美委員

設計図は12月4日ってなってますけど、そのあとは市民の方に広報されるとか、計画は立てていらっしゃるんでしょうか。

この6年度の予算の中でも、1,200万円の支払いが、前金でお支払いがあっってますけど。その辺の前金で支払った金額の設計図については、もう、いろいろ打合せやっってますか。

学習室を広げるとかいうのは、お話は聞いたんですけど。

その辺の見取図のことで、変更で1,200万円という形になったんでしょうか。

内容、ちょっと教えていただけたらありがたいです。

## 濱田洋一委員長

ただいま、この川畑委員が質疑されるのは、令和6年度支払い額1,200万円について、内訳を教えてくださいということよろしいですか。

〔川畑二美委員「そうですね、はい」と呼ぶ〕

## 早水生涯学習課長

この新阿久根市立図書館設計変更業務委託につきましては、令和6年第3回定例市議会のほうで補正予算を上程し、議決いただいたところございまして、これも債務負担行為補正でございましたが、記載のとおり3,003万円の委託料でございまして、そのうち4割相当額に当たる額を前金払いとして1,200万円支払ったと、そういう計算になります。残りを、今年度、令和7年度にお支払いする予定という状況でございます。

## 竹原信一委員

事業の成果説明書の157ページの件なんですけれども、事業たくさんありまして、この総入場者数、これにかかったお金と総入場者数で割ると一人当たりコスト幾らぐらいになります、これ。

それから、何だっけ。

## 濱田洋一委員長

一問一答方式でよろしいですか。

## 竹原信一委員

はい、いいですよ、コストの件です。

当然、このコストからは入場収入を引いてもいいわけですけども、その計算をしてございますか。

## 早水生涯学習課長

令和6年度のこの自主文化事業、15個ありますが、これの総事業費としまして、754万4644円でございます。それに対しまして、収入としまして186万3600円。出た数字で、全ての来館者数の合計が2,628名でございますので、そこで1人当たりを出しますと、2万1617円となります。

## 竹原信一委員

157ページあるのは1,200万円ぐらいですけども、これと今の数字とは違うんですが、これはどういうことでしょう。

750万円じゃなくて1,200万円になってますけど。

## 早水生涯学習課長

申し訳ございません。

先ほどの発言の中で、1人当たりの金額について間違いがございました。

正しくは2,161円でございます。2,161円です。桁が一つ間違っておりました。

〔竹原信一委員「今の質問は…」と呼ぶ〕

## 濱田洋一委員長

挙手をして、指名を受けてからいいですか。

〔竹原信一委員「さっきの質問に対しての答えをもらってない」と呼ぶ〕

答弁が。それでは、はい。

## 竹原信一委員

754万円って言ったけども、主要事業の成果説明書には1,200万円って書いてありますけどっていう話についてのお答えを。

## 早水生涯学習課長

先ほど申しあげました、事業費754万円については、委託料のみの数字でございまして、157ページ記載の1205万7000円につきましては、自主文化事業全体の事業費でございます。

## 竹原信一委員

事業全体で幾らかかって、1人当たりコストは幾らなのかというのを聞きたいんですけどもということです。

後で資料を出す。

## 早水生涯学習課長

自主文化事業費が1205万7000円で総来館者数が2,628名でございましたので、そこで割り算をしますと4,587円という形になります。

## 竹原信一委員

そうですね、これ目標としてですね、コストの割には人数を、何だっけ、余りコストをかけない割で人数が多いというのを目標にしないといけないんですね。

そういった考えに基づいての事業を進めるという、考えなきゃいけないと思うんですけども、そういったことは日頃あまり計算されてなかったと。目標設定においてそれはしなかったということでしょうか。

## 早水生涯学習課長

自主文化事業全般につきましては、当然ながら、より少ない事業費で、より多くの来場者をとるという観点・視点に立って事業を考えておりますが、ただ結果として、先ほどありましたとおり少ない来館者、入場者数もありましたので、そこは事業ごとにアンケートをとっておりますので、どの点が至らなかったのか、そういったところを分析をしておりますね、より今後、一層の入場者数が入るように、事業に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

## 竹原信一委員

希望ですけども、1人当たり4,500円余りというのは、結構4,600円というのはですね、かけ過ぎとか、印象を受けると皆さんも思いますよ。

よく見ていきましょう、よろしくお願ひします。

## 濱田洋一委員長

ただいまの竹原委員の発言は御意見ということで受けますので、お願いします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、生涯学習課所管の事項の審査を一時中止します。

〔生涯学習課退室〕

これから総務課ですけれども、説明を受けて休憩を挟むのか、今で休憩をとって、再開後に説明をいただいて、質疑を行うのかということですが、後者で言った説明を、休憩を挟んで説明を受けて質疑ということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ただいまより休憩に入りますので、再開は2時5分からとさせていただきます。

休憩に入ります。

(休憩 午後1時54分～午後2時4分)

## 濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、認定第1号中、総務課所管の事項につきまして審査に入ります。

〔総務課入室〕

所管課の説明を求めます。

## 猿楽総務課長

認定第1号中、総務課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書について御説明いたします。

成果説明書の1ページを御覧ください。

デジタル田園都市国家構想交付金事業、公共施設予約システム導入業務については、風テラスあくねほか、12施設を対象としたオンライン予約入力や、空き状況の確認が可能な施設予約システムを導入するとともに、窓口に出向くことなく、利用料を支払えるオンライン決済システムを導入し、住民の利便性向上及び職員の負担の軽減を図ることを目的として実施したところです。今後は、対象施設の追加検討を進めるとともに、広報活動の充実に努めてまいります。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主な事項について御説明いたします。

決算に関する説明書は33ページ、事項別明細書は15ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

第2款総務費1項1目一般管理費は、主に総務課の職員等の人件費や区長業務、防犯活動に係る費用であります。

1節報酬は、電話交換放送業務、市民相談窓口業務、集落支援員の各会計年度任用職員の報酬であり、2節給料から4節共済費までは、特別職3名と職員の人件費、退職手

当負担金及び会計年度任用職員等の社会保険料であります。

8節旅費は、特別職を含む職員分の普通旅費及び会計年度任用職員等の通勤費相当額等であり、9節は市長の交際費であります。

事項別明細書は16ページを御覧ください。

12節委託料は、説明書の34ページにかけての備考欄に記載のとおり、顧問弁護士委託料のほか6件の委託料であります。

18節負担金、補助及び交付金は、説明書備考欄に記載の各種団体や県派遣職員の負担金や補助金であります。

24節積立金は、退職手当に係る市町村総合事務組合負担金の精算時の不足分を補うために積み立てている退職手当準備基金の利子分を同基金に積み立てたものであります。なお、令和6年度末の退職手当準備基金残高は1億8198万3405円となっております。

2目職員研修費は、主に職員の執務能力の向上を目的とした研修会等への参加に係る費用であり、総務省への派遣研修や各種研修会の参加に係る旅費及び研修会参加に係る負担金であります。

次に、3目広報費は、主に広報あくねの発行や区の放送施設の整備に係る補助金であります。10節需用費は、広報あくねの印刷代が主なものであり、11節役務費は、広報あくねの発送経費が主なものであります。

18節負担金、補助及び交付金は、遠矢区において区の放送設備をデジタル無線放送設備更新を行った広報用放送施設整備事業補助金が主なものであります。

次に、4目文書費は、例規システムの運用や図書追録費、印刷機等の借上げに係る費用が主なものであり、12節委託料は、例規集のデータ更新等業務委託料、13節使用料及び賃借料は、例規執務システム使用料と高速印刷機等のリース料が主なものであります。

説明書は35ページ、事項別明細書は17ページを御覧ください。

7目財産管理費のうち総務課分は、主に公用車の運行や管理にかかる費用であります。

10節需用費のうち総務課分は、1031万5788円で、公用車の燃料代や車検整備時等の修繕費用などであり、11節役務費のうち総務課分425万685円は、公用車の自動車損害保険料及び車検整備等に係る手数料、17節備品購入費は、電気自動車3台及び市長用公用車の購入費用でございます。

説明書は38ページ、事項別明細書は18ページから19ページを御覧ください。

13目交通安全対策費は、各種交通安全施策の実施に係る費用であります。

1節報酬は、交通安全指導業務会計年度任用職員の報酬が主なものであり、18節負担金、補助及び交付金は、阿久根地区交通安全協会ほか2件の負担金であります。

なお、交通安全対策事業に関するまちづくりビジョンの取組状況については、資料の32ページに交通事故発生件数が記載されています。令和6年度の交通事故発生件数は26件であり、基準値及び目標値を下回っていることから評価はAとなっているところであります。

説明書は39ページにかけて、事項別明細書は19ページを御覧ください。

16目庁舎管理費は、市庁舎の維持管理にかかる費用が主なものです。

10節需用費は、庁舎における光熱費と燃料費が主なものであり、12節委託料は、説明

書備考欄に記載の冷暖房機保守点検業務ほか14件の庁舎管理業務委託料などであります。

14節工事請負費は、市庁舎受水槽及び高架水槽取替工事にかかる費用であります。

次に、17目電算管理費は、市の各種電算システムの運用に係る費用であります。

1 節報酬は、電算関係の情報管理事務会計年度任用職員の報酬であります。

事項別明細書は20ページを御覧ください。

10節需用費は、電算関係の消耗品等の購入費が主なもので、11節役務費は、庁舎及び庁外施設等の電算専用回線占用料が主なものであります。

12節委託料は、電算システム等保守点検業務ほかシステムの更新や機器の補修、また、主要事業の成果説明書で御説明いたしました公共施設予約システム導入業務の費用も含まれているところでございます。

13節使用料及び賃借料は、システム機器やパソコン等のリース料が主なものであります。

18節負担金、補助及び交付金は、住民記録や税、財務会計システムなどの利用に係る電算システムサポート負担金が主なものであり、説明書の40ページにかけての備考欄に記載の地方公共団体情報システム機構への負担金ほか7件でございます。

説明書は70ページから71ページにかけて、事項別明細書は44ページから45ページにかけて御覧ください。

第9款消防費1項4目災害対策費は、防災行政無線の整備や災害時に備えるための事業に要する費用であります。

3 節職員手当等は、大雨及び台風時の災害警戒避難所等の対応に当たった職員の時間外勤務手当であり、12節委託料は、防災行政無線保守業務に係る経費であります。

18節負担金、補助及び交付金は、県庁と各自治体間を結ぶ県防災行政無線の衛星系の無線通信サービスについて、次世代の衛星系無線通信サービス体系整備に係る負担金400万円が主なものであります。

以上で歳出を終わり、次は、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は10ページ、事項別明細書は4ページにお戻りください。

決算に関する説明書の備考欄を中心に御説明いたします。

第13款使用料及び手数料1項1目総務使用料のうち総務課分は、本庁舎敷地内にある現金自動預払機や職員労働組合の庁舎使用料81万8503円であります。

説明書は12ページ、事項別明細書は5ページを御覧ください。

2 項1目総務手数料のうち総務課分は、罹災証明などの発行手数料1,800円であります。説明書は14ページ、事項別明細書は6ページを御覧ください。

第14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金のうち総務課分は、社会保障税番号制度システム整備費387万6000円であり、マイナンバー関係システム運用交付金に充当しております。

説明書は19ページ、事項別明細書は8ページを御覧ください。

第15款県支出金2項8目消防費県補助金は、原子力発電施設等の周辺地域住民に係る原子力防災対策のために措置されている交付金であり、令和6年度は職員、消防職員に対する研修開催に係る講師の旅費や関連資機材の輸送費、原子力防災研修会への参加旅

費や負担金などに充当しております。

次に、3項1目総務費委託金のうち総務課分は、県政かわら版等の配布委託料と市町村権限移譲交付金4万円であります。

説明書は21ページ、事項別明細書は9ページを御覧ください。

第16款財産収入1項1目財産貸付け収入のうち総務課分は、庁舎内の自動販売機の貸付け料99万1100円です。

次の2目利子及び配当金のうち総務課分は、退職手当準備基金利子1万8196円です。

説明書は23ページを御覧ください。

2項2目物品売払収入のうち総務課分は、公用車2台を66万5400円で売り払ったものであります。

説明書は24ページ、事項別明細は11ページを御覧ください。

第18款繰入金2項4目交通災害共済特別会計繰入金の300万円は、交通災害共済特別会計からの繰入れであり、市道の区画線、ガードレールの設置を行う交通安全施設整備事業に充当したものであります。

次に、説明書は25ページ、事項別明細書は12ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入のうち総務課分の主なものは、説明書の26ページになりますが、備考欄の上から8行目、職員給与費等負担金で、これは当市から職員を派遣している鹿児島県への派遣職員2名分の県からの負担金であり、18行目、デジタル基盤改革支援補助金は、自治体情報システム標準化に係る補助金、20行目、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金は、電気自動車3台の購入に係る国からの補助金でございます。

説明書は31ページ、事項別明細は13ページを御覧ください。

第21款市債1項8目消防債のうち400万円は、県防災行政無線再整備事業に係る市債でございます。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

#### **濱田洋一委員長**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

#### **竹原信一議員**

決算の説明書34ページ。1款1項3目の中に広報費の中に広報あくねの印刷、製版、納付が入ってるんでしょうかね。それ金額は幾らですか。

#### **猿楽秘書広報係長**

広報あくねの印刷費につきましては、約350万円ございます。

#### **竹原信一議員**

発注先はどこでしたか。

#### **猿楽秘書広報係長**

あすなろという事業者を利用しております。

#### **竹原信一議員**

市外だと思うんですけど、どこにあるんですか、本社は。

#### **猿楽秘書広報係長**

出水市の事業者になります。

**竹原信一議員**

議会と同じように校正などもやりとりしておられるのでしょうか。

**猿楽秘書広報係長**

色校正を行っております。

〔竹原信一委員「色校正」と呼ぶ〕

実際にどのように印刷されるかというのを印刷していただいて、発行前に内容を確認しております。

**竹原信一議員**

阿久根市からデータを送るときのフォーマットの方を教えてください。

**猿楽秘書広報係長**

広報誌の作成は、インデザインというソフトウェアを使用しておりまして、そのソフトウェアに準じたファイル形式を相手方にお送りしております。

**竹原信一議員**

何回くらいやり取りをされてますか、1回の広報に。

**猿楽秘書広報係長**

平均して4回はやりとりを行います。

〔竹原信一委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

**渡辺久治委員**

成果説明書の1ページ、公共施設予約システム導入業務のこれはオンラインで予約するんですけども、これは登録が必要なんですかね。

**白肌総務課長補佐兼デジタル推進係長**

システムで、オンラインで予約するためには利用者登録が必要となります。

**渡辺久治委員**

この利用者登録というのはすぐできるんですかね。団体とか個人とかいろいろあると思うんですけども、すぐできますか。

**白肌総務課長補佐兼デジタル推進係長**

操作に手順書を作ってはおりますけれども、そこまで難しい手順ではないかなと思います。

利用者の申込みをした後、職員のほうで内容を確認してから最終的に承認という形をとりますので、申請する時間帯によっては翌日の処理とかになることはありますけれども、基本的には、当日もしくは翌営業日には使えるようにはなります。

**白石純一委員**

先ほど竹原委員から御質疑があった広報費の広報あくねですが、発行部数を教えてください。

**猿楽秘書広報係長**

毎月1万部発行しております。

**白石純一委員**

1万部は、先ほど議会だよりではですね、たしか世帯数が9,000ほどでしたですかね、

だったと思うんですけど。

**濱田洋一委員長**

9,500。

**白石純一委員**

9,500。500部余分にということは、市外等への郵送等、その内訳を大まかで結構ですので教えていただけますか。

**猿楽秘書広報係長**

阿久根市内です、区加入者へ配布しているほかに、約、市内の40か所に2,000部弱配付しております。そのほか、関東地区、東海地区、近畿地区の阿久根の阿久根会郷土会の方などに、約250部配布しているところです。

**白石純一委員**

別件ですけれども、成果説明書の1ページ。2款1項17目の中ほどの事業実施状況1予約システム、2キャッシュレス決済、その下に対象施設13施設とございますが、この1、2ともに、この13施設を対象に使えるという理解でよろしいでしょうか。

**白肌総務課長補佐兼デジタル推進係長**

そのとおりでございます。

**白石純一委員**

体育館等の施設は、一部、平日のみで土日・祝日使えない、キャッシュレス決済ですね、があるのではないかとおられますが、これは体育館以外にもそうしたことがあるんでしょうか。そしてあるんでしょうか。

**白肌総務課長補佐兼デジタル推進係長**

このキャッシュレス決済につきましては、オンラインで支払うものとなっておりますので、例えば御自身のパソコンであったりとか、スマートフォンであったりとかそういうところから支払うもので、窓口で払うキャッシュレス決済はまた別のものとなります。

**白石純一委員**

決算事項別明細書の17ページ。1款1項7目財産管理費の17節だったかと思いますが、備品購入費のところ、市長用公用車のお話があったと思うんですが、市長公用車というのはどういう車種でどれぐらいのものでしょうか。

**檜柑総務課長補佐兼職員係長**

令和6年度に更新をいたしました市長車についてでございますが、車種に関しましては、ホンダのオデッセイでございます。

**白石純一委員**

市長がよく、それは利用されてる、毎日のように利用されているということですか。

**檜柑総務課長補佐兼職員係長**

基本的に市長専用車でございますので、市長が日々、公務の際には同車両を利用して出張等を行っているという状況でございます。

**竹原信一議員**

先ほどのインデザインでのやりとり4回という話でしたけれども、実際の話ですね、阿久根市でインデザイン使ってプリントアウトできるじゃないですか。

業者に送って、それをやりとりする理由は何でしょうか。

#### 猿楽秘書広報係長

先ほど4回、校正を行うことが多いということでお答えしました。

広報誌は取材をしながら、それから、庁内から集まって記事を編集しながら作成に取り組んでおりますが、おおむね30ページほど、広報紙でございます。

まずは、庁内から上がってきた記事を編集し、業者のほうにお送りします。この業者にお送りする作業というのは、私どもの環境で作ってる編集内容が、印刷先、印刷会社のほうで正しく印刷されるかどうかというのは確実とは言えませんので、向こうの印刷する環境下に置いて、印刷データを作成していただいて、それを阿久根市にお送りいただきます。

その内容を段階的に庁内広報誌の記事を作成して、作成依頼をした職員に向けて発信し、各職員が正しく原稿が作成されてるかを確認しております。

それを繰り返していくと、大体4回ほどかかると。

最終の段階ででき上がったものを、記事を確認すればよいのではないかという考えはございますが、1度に原稿の締切日に30ページ1文字たりとも間違いなく確認するというのは難しいことから、おおむね4回ほどやりとりをしているところでございます。

#### 竹原信一議員

実際、そのフォーマットはここで確認して確認できるんでしょ。何かそのずれが生じるということはあるんですか。

#### 猿楽秘書広報係長

同じソフトウェアでもですね、バージョンというものであったり、そのソフトウェアごとの利用者の設定というものは異なるものというふうに考えております。

私どもの環境下で作成したものが、印刷事業者のほうで確実に再現できるとは言えませんので、数度相手とやりとりをしてですね、確実に我々がイメージしてるものが印刷できるかどうかというのを確認を行っております。

#### 濱田洋一委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、認定第1号の審査を一時中止します。

### ◎ 認定第3号 令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

#### 濱田洋一委員長

続きまして、認定第3号を議題として審査に入ります。

委員の皆様方は交通災害共済特別会計を開いてください。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、所管課の説明を求めます。

#### 猿楽総務課長

認定第3号につきまして御説明いたします。

初めに、交通災害共済事業の概要について御説明いたします。

事業実施状況としまして、令和6年度の加入者が6,918人であり、加入者は減少傾向にあります。

共済会費は、75歳未満が年会費365円、75歳以上は200円であり、見舞金につきましては、死亡見舞金が100万円、障害見舞金として、基本額1万円に入院日額1,200円と通院日額1,000円を合わせて限度額24万円として支給するものです。

令和6年度は、9件の交通災害に対し48万8400円の共済見舞金を支給しました。なお、令和5年度と比較し、件数は同数でしたが、見舞金総額は約14万円減少したところでございます。

なお、本事業に関連しては、まちづくりビジョンの32ページに交通事故発生件数を指標として示しているところですが、令和6年度の事故発生件数は26件と、目標値より少ない件数で収まったことから、事業評価はAとなっているところでございます。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主な事項について御説明いたします。

特別会計の決算に関する説明書の1ページを御覧ください。

交通災害共済特別会計の総括的な内容について申し上げます。

1ページを立て列に見て、真ん中あたりの交通災害共済特別会計の欄を御覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた3段目、歳入歳出差引額は216万7363円であり、前年度の実質収支との差額マイナス6,876円と基金への積立金、積立金取崩し額の差引きから、1番下の段の実質単年度収支は、マイナス242万8076円となりました。なお、令和6年度末の交通災害共済基金残高は6101万3552円であり、前年度と比較して約242万円の減となっております。

次に、決算に関する説明書は16ページ、事項別明細書は14ページを御覧ください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

第1款事業費1項1目事業費のうち、10節需用費は、加入申込みの印刷経費が主なものであり、11節役務費は、加入申込書等の郵便料及び金融機関の窓口収納手数料であります。

18節負担金、補助及び交付金は、9件の交通災害共済見舞金と電算システムサポートシステム負担金であります。

27節繰出金は、市民の交通安全対策の推進のため、区画線の保守、ガードレール等の設置・補修を行う交通安全施設整備事業に活用するため、一般会計に繰り出したものであります。

次に、第2款基金積立金1項1目基金積立金は基金利子及び令和5年度決算剰余金を交通災害共済基金に積立てたものであります。

次に、歳入について申し上げます。

決算に関する説明書は15ページ、事項別明細書は13ページを御覧ください。

第1款共済費1項1目共済会費は、会員の年会費であり、一般の会員が365円の4,484人分、75歳以上の会員が200円の2,434人分、合計6,918人分の会費となっています。

次に、第2款財産収入1項1目利子及び配当金は、交通災害共済基金の利子であります。

次に、第3款繰入金は、交通安全施設整備事業に充当するための交通災害共済基金から繰り入れたものが主なものであります。

次、第4款繰越金は、前年度からの繰越金であります。

以上で御説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

#### 濱田洋一委員長

説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第3号の審査を一時中止します。

### ◎ 認定第1号 令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

#### 濱田洋一委員長

次に、認定第1号を議題とし、消防係所管の事項について審査に入ります。

参事の説明を求めます。

#### 牟田総務課参事

認定第1号中、総務課消防係の所管する事項について、初めに、主要事業の成果説明書から説明いたします。

主要事業の成果説明書の137ページをお開きください。

第9款1項2目非常備消防費の消防団活動支援事業は、電源立地地域対策交付金を活用して普通消防積載車を中央分団及び三笠分団瀬之浦班に、また、小型動力ポンプを三笠分団桐野班及び三笠分団黒之浜班にそれぞれ更新・配備したものであります。

次に、138ページは、コミュニティ助成事業を活用して、現場活動用ベストを消防団員に新たに配布いたしました。これら新しい資機材の更新により、現場における団員の安全の確保、効率的な活動能力が向上し、管内住民の安心・安全の向上に寄与できたものと考えております。

主要事業については以上であります。

次に、まちづくりビジョンの取組状況について説明いたします。

まちづくりビジョンの取組状況等についての30ページを御覧ください。

基本目標4、快適・安全で潤いと安らぎのあるまち（3）消防・防災対策の充実について、令和6年度の実績値、目標値及び評価は記載のとおりであり、住宅用火災警報器の設置率及び消防団員充足率はB評価、普通救命講習受講者数はD評価でありました。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて説明いたします。

決算に関する説明書は69ページ、事項別明細書は44ページを御覧ください。

第9款消防費1項1目非常備消防費については、決算に関する説明書の備考欄のとおり、阿久根地区消防組合の負担金になります。

次に、2目非常備消防費、1節報酬は、消防団員205人分の報酬であり、5節災害補償費は、消防団員3名分の損害補償費、7節報償は、消防団員14名分の退職報償金と消防

出初式及び操法大会の表彰用記念品などの報償費であります。

10節需用費は、消防団の車両等の修繕や燃料費、消防団詰所の修繕料、光熱水費などが主なものであります。

11節役務費は、郵便料電話料等の通信運搬費のほか、消防団車両の車検、保険料が主なものであります。

17節備品購入費は、主要事業の成果説明書で説明しました普通消防積載車などの購入経費のほか、消防団員の活動服や現場用消防ホースの購入経費であります。

18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書備考欄のとおり、消防団員の退職報償掛金のほか、団員等公務災害補償等共済金掛金や、消防団互助会に交付した消防団員の福祉共済等への補助金などが主なものであります。

17節繰出金は、消火栓維持管理経費454基分の負担金であります。

次の4目災害対策費のうち総務課消防係が所有する予算は40万1000円でしたが、支出を要する災害がなかったことから支出はありませんでした。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について説明いたします。

歳入は、決算に関する説明書のみで説明いたします。

決算に関する説明書の19ページを御覧ください。

第15款県支出金3項1目総務費委託金のうち、消防係所管分は備考欄の総務管理費委託金の市町村権限移譲金交付金のうち2万円であります。

次に、23ページを御覧ください。

第16款財産収入2項2目物品売払収入のうち61万6000円は、高規格救急自動車を地金売却したことによるものであります。

第17款寄附金1項11目消防費寄附金3,000万円は、救急自動車購入のための個人からの寄附金であります。

次に、25ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入の団体支出金は、消防団員等公務災害補償等共済基金から、消防団員3名分の損害補償費422万3887円、同じく共済基金から退団者14人分に係る消防団員退職報償金503万3000円であります。

また、26ページの1番上の原子力立地給付金のうち消防係分は、5万7000円、その2行下、県消防協会火災共済制度支出金割戻金2万6750円、中段あたりのコミュニティ助成事業助成金のうち100万円であり、団員の現場活動用ベスト購入に係る一般財団法人自治総合センターからの助成金、そしてその2行下の消防団危険予知訓練研修助成金2万1201円あります。

次に、31ページを御覧ください。

第21款市債1項8目消防債の消防署改修事業債は、消防署の庁舎改修工事に充当したものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

#### **濱田洋一委員長**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、総務課消防係所管の事項の審査を一時中止します。

〔総務課退室、企画推進課入室〕

次に、認定第1号中、企画推進課所管の事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

### 富永企画推進課長

認定第1号中、企画推進課の所管事項について御説明申し上げます。

初めに、令和6年度、企画推進課の主な事務事業について、主要事業の成果説明書により申し上げます。

まず、成果説明書の3ページをお開きください。

子育て世帯移住支援事業については、令和6年度は、市外から24世帯の移住があり、また、64万円分の共通商品券を交付し、引越し費用や、住居の借上げの際の敷金、礼金などへの直接的な支援により、移住定住の促進が図られたとともに、地域経済の活性化、良好な地域社会の形成に寄与したところであります。

次に、4ページをお開きください。

空き家活用支援事業については、空き家バンクの登録を促進するとともに、登録された空き家の課税処分等に係る補助を行っており、令和6年度に1件の実績がありました。また、空き家、空き店舗で新たに事業活動をするために、改修等を行う際の費用の一部補助も行っており、令和6年度に2件の実績があったところです。引き続き、空き家等の有効活用を促進し、地域活性と移住定住の取組を進めていくこととしています。

なお、本事業に関しましては、まちづくりビジョン取組状況の16ページに、空き家の改修件数及び空き家バンク登録件数として記載されており、令和6年度の事業評価はいずれもAとなっております。

次に、5ページをお開きください。

青果市場跡地活用事業は、令和5年度に策定した青果市場跡地活用基本構想の内容を踏まえ、民間活力の導入を見据えており、事業者の事業性の確保の観点から、当該土地の長期貸付けを前提として、令和6年度に県から購入しました。それに伴い、公募型プロポーザル方式により候補者を株式会社ケイオーホテル企画に決定しました。今後、青果市場跡地の整備、活用を通じたにぎわい創出に向け、基盤整備を図られるよう、引き続き事業者等と連携して取り組む予定としております。

次に、6ページをお開きください。

阿久根で縁結び出会いサポート事業については、少子化の抑制、未婚率の減少及び移住定住の促進につなげることを目的とし、実施したものであります。阿久根市縁結びサポート事業は、結婚ボランティア養成講座を受講したボランティアが縁結びサポーターとして、結婚希望者同士の引き合わせの支援や、相談対応等を実施しています。令和6年度の実績は、サポーター6名、登録者10人で引き合わせ数1組となっております。

婚活イベントは、本市とさつま町で設立したおれんじで出愛サポート列車の旅事業実行委員会で行い、本市やさつま町の観光スポット等を行程に入れ、参加者に本市の魅力を伝えることができたと考えています。また、広域での開催とし、実施回数を増やすこ

とで、多くの方に参加いただき、複数のカップル成立につながったと考えています。

次に、7ページをお開きください。

華の50歳組歓迎レセプションについては、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度以前と同様の形式で実施しました。本事業の実施には、例年各小学校卒業生で立ち上げられる実行委員会の協力が必要不可欠であることから、引き続き連携を密にしながら取組を進めていく必要があります。コロナ禍により開催できなかった令和2年度及び令和3年度の華の50歳組対象者については、いずれも55歳になるとし、令和7年度、令和8年度に歓迎レセプションを開催いたします。

なお、本事業に関しましても、まちづくりビジョン取組状況、38ページに華の50歳組参加率として記載されており、コロナ禍以後、参加率が回復していることもあり、令和6年度の評価は、昨年度のDからCとなっております。

次に、8ページをお開きください。

乗合タクシー運行事業については、令和6年度は、市内の44区において1,286回にわたり、延べ2,627人の方々に御利用いただき、1回当たりの平均調査人数は、昨年度に比較して上昇しておりますが、運行回数、利用者数ともにコロナ禍で大きく減少し、回復していない状況にあります。今後は、利用者の少ない地域での説明会の実施、運行区域の変更やダイヤの変更を行い、運行回数、利用者数増を図ることで、事業の充実を図る必要があります。

なお、本事業に関しましても、まちづくりビジョンの取組状況、28ページに乗り合いタクシー1回当たりの乗り合い人数として記載されております。令和6年度の事業評価は、前年度に引き続き、Cとなっております。

次に、9ページをお開きください。

地域色づくり事業については、地域が抱える課題の解決や地域コミュニティの活性化につながる取組を支援するため、総額で1261万4000円の補助金を交付したところであり、コロナ禍前の申請数に戻りつつあります。現在の取組を支援しながら、今後を見据えた支援の在り方を検討していく必要があると考えております。

なお、本事業に関しましても、まちづくりビジョン取組状況の40ページに活性化事業取組件数として記載されており、令和6年度の評価は、昨年度のCからDとなっております。

次に、10ページをお開きください。

地域おこし協力隊導入等事業については、令和4年度から実施しており、令和6年度は当課で2名の隊員が活動し、移住定住の促進や市内企業等を積極的に訪問し連携強化を図っているところです。あわせて、商工観光課が実施したアクネファン創出事業の活動にも協力し、参加者と企業との調整も行いました。また、令和5年度をもって退任した隊員が、地域おこし協力隊起業支援補助金及び空き家改修補助金を活用し、任期終了後においても市内で活動しております。今後も、引き続き隊員の活動を積極的に支援しながら、本市の魅力発信につなげつつ、地域課題の解決に努めるとともに、隊員の定住・定着に向けた取組を継続していく必要があります。

次に、11ページをお開きください。

国際交流事業について、令和2年度以降、コロナ禍で休止していた青少年交流事業を令和6年度に再開し、阿久根市内の中学生2名と鶴翔高校生5名の計7名を善化区へ派遣しました。生徒には、生涯学習フェアにおいて体験発表を行っていただき、異文化に対する理解を深めてもらえたものと考えております。

なお、本事業に関しましても、まちづくりビジョンの取組状況16ページに青少年交流事業参加者数として記載されており、令和6年度の評価は、昨年度に引き続きDとなっております。

次に、12ページをお開きください。

肥薩おれんじ鉄道通学定期券購入補助について、令和6年10月に行われた肥薩おれんじ鉄道株式会社の運賃改定に当たり、同社が発行する通学定期乗車券を購入する学生及びその保護者の負担を軽減するとともに、鉄道の利用促進を図るものです。令和6年度の定期券販売実績550枚、1297万9460円に対し、275万1000円の補助を行っております。令和6年度中に始めた事業であり、認知度を上げるため、幅広く周知を行う必要がございます。

次に、決算の主な内容について御説明いたします。

歳出から御説明申し上げますが、歳入歳出決算事項別明細書及び決算に関する説明書により申し上げます。

事項別明細書は17ページから18ページ、決算に関する説明書は、35ページから37ページについて御覧ください。

第2款総務費1項8目企画費は、予算現額6億8062万7000円に対し、支出済額が6億5980万1605円であり、執行率は96.9%であります。

以下、節ごとの主なものについて御説明いたします。

7節報償費は、青果市場跡地活用事業候補者選定委員会に関する出会金のほか6件です。なお、アクネ大使への謝礼、「たからのまち」マネージャーへの謝礼及び子育て世帯移住支援事業で配布した共通商品券に係る費用が主なものであります。

10節需用費は、官庁速報や新聞の購読料、華の50歳組に係る消耗品及びレセプションの費用、地域内再生可能エネルギー事業に係るバックアップ電源の電気料が主なものであります。

12節委託料は、決算に関する説明書36ページ、備考欄に記載のとおり、まちづくりビジョン改定業務ほか8件であります。そのうち、まちづくりビジョン改定業務は、国の動向などを踏まえ、令和7年第2回市議会定例会に提案することとしたため、令和6年度に要した経費について精算したものであります。

16節公有財産購入費は、前日の青果市場跡地活用検討事業において、県から青果市場跡地を購入したものであります。

18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書36ページ、備考欄に記載の出水駅蔵之元港間シャトルバス利用促進協議会負担金ほか25件です。なお、37ページに記載の阿久根市地域幹線系統確保維持補助事業、企業立地促進補助事業、地域色づくり事業が主なものであります。

24節積立金は、寄附金等の実績により積み立てたものであり、その内訳については説

明書37ページの備考欄に記載のとおりであります。

次に、事項別明細書は23ページ、決算に関する説明書は43ページになります。

5項統計調査費 1目統計調査総務費は、予算現額447万5000円に対し支出済額は420万5440円で、執行率は94%であります。

その主なものは、職員の人件費ほか、市町村民経済計算事務に係る委託料であります。

2目基幹統計調査費は、予算現額347万2000円に対し支出済額は280万9403円で、執行率は80.9%であり、その主なものは、農林業センサスに係る統計調査員等の報酬であります。

以上で歳出を終わり、歳入について決算に関する説明書により御説明いたします。

決算に関する説明書14ページを御覧ください。

第14款国庫支出金 2項 1目総務費国庫補助金のうち企画推進課所管分は、備考欄記載の地方創生臨時交付金であり、物価高騰の影響を受けた生活者や子育て世帯に対し臨時給付金等々として重点的かつ効果的に活用したものであります。

次に、17ページを御覧ください。

第15款県支出金 2項 1目総務費県補助金は、原子力発電に関する住民広報等調査費として交付される広報調査費等交付金のほか5件です。また、デジタル田園都市国家構想交付金は、デジタル田園都市国家構想の推進に資する事業として、副業・兼業活用及び生産性向上による地域産業活性化プロジェクトなどに活用したものであります。

次に、19ページを御覧ください。

3項 1目総務費委託金の企画推進課所管分の主なものは、備考欄の総務管理費委託金のうち、市町村権限移譲交付金、次の統計調査費委託金のうち、農林業センサス費及び20ページの全国家計構造調査費に係る委託金であります。

次に、22ページを御覧ください。

第16款財政収入 1項 2目利子及び配当金のうち企画推進課所管分は、ふるさと創生基金、人材育成基金及び地域振興基金に係る利子であります。

次に、23ページを御覧ください。

第17款 1項 2目総務費寄附金は、企業版ふるさと納税及び個人からの寄附に係るものであります。

次に、24ページを御覧ください。

第18款繰入金 1項 5目ふるさと創生基金繰入金は、企業立地促進補助事業や、青果市場跡地の購入に活用したものです。

その下、6目人材育成基金繰入金は、アクネ大使等による子どもたちの学習の場づくり事業に充当したものであります。

また、10目地域振興基金繰入金は、あくね応援寄附金を活用し、子ども医療費助成事業、地域色づくり事業、肥薩おれんじ鉄道通学定期券購入補助事業など38事業に充当したものであります。

次に、26ページを御覧ください。

第20款諸収入 5項 4目雑入のうち企画推進課所管分は、備考欄記載のコピー使用料のほか4件です。そのうち、場外車券売場設置市地元協力金は、サテライト阿久根の場外

車券の売上げの一部が地元協力金として納入されたものであります。また、乗合タクシー事業国庫補助金事業者精算返納金は、乗合タクシー運行事業者に交付された前年度の運行実績に対する国補助金について、市から交付されている乗合タクシー運行事業補助金と重複する分が返納されたものでございます。

最後に30ページを御覧ください。

第21款市債1項1目総務債は、肥薩おれんじ鉄道の経営安定化支援事業に充当するため借り入れたものであります。

以上説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

#### **濱田洋一委員長**

説明が終わりました。

この際暫時休憩します。

(休憩 午後3時7分～午後3時17分)

#### **濱田洋一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

#### **川原慎一委員**

主要事業の成果説明書の9ページ。2款1項8目の地域色づくり事業。

事業目的の中に、地域づくりのための施設整備や活動を行う区や団体に対し補助金を交付するとありますが、説明はもういいんですけど、活動を行う区や団体とありますが、具体的にどういった事業に補助等を出していらっしゃるのか、お聞かせください。

#### **富永企画推進課長**

具体的な活動内容及び団体についてのお問合せということでございました。

内容につきましてはですね、夏祭りであったり、花火大会であったり、また清掃活動や美化活動ですね、そういったものについて申請が上がってきているものでございます。

主要事業説明書のほうにも記載しておりますとおり、額としては、申請が上がってきておまして、尻無区、飛松区、波留区等が申請していただいているという状況でございます。また、区以外の団体というところでも実行委員会等がですね、イベント開催に当たりまして、申請してきているといった状況でございます。

#### **竹原信一委員**

主要事業の成果説明書8ページ。2款1項8目、乗合タクシーの件なんですけども、この金額予算を人数で割ると、およそ1万4000円ぐらい、1万4000円ほどになりますが、1万4000円、大体どれぐらい、どっからどれぐらいの距離になるんでしょうかね。

1回どっからどこ辺までの感じが普通か、普通ちゅうか平均みたいに見えます。

#### **富永企画推進課長**

乗合タクシー自体の趣旨といたしましては、公共交通機関への接続というところの補助的な役割でございまして、一概にちょっと距離というところでは設定をしていないと

ころなんです、1回あたりは200円で利用できるというような形での整理になってございます。

公共交通機関の補助的役割ということで国庫等も出ているといった形になっておりまして、例えばですね、脇本西部地区であれば、例えば深田区内からですと、脇本地区の公民館周辺まで出てくる形になるんですけど、そこまでの区間を利用できるという形になっておりまして、そこからまた公共交通のバス等に乗り換えていただくというような流れになってまいります。すいません、ちょっと一例でございますが、そのような形で認識いただければと思います。

#### 竹原信一委員

でも、1回に1万4000円、経費使うんじゃないの。そういうことじゃないの。

〔発言する者あり〕

#### 富永企画推進課長

利用料金といたしましては、1回200円という形で。

〔竹原信一委員「ちょっと待って、2000」と呼ぶ〕

#### 濱田洋一委員長

竹原委員。発言をするときには挙手をして、指名を受けてから発言をお願いします。もうよろしかったですか。

#### 竹原信一委員

この人数がですよ。

ちょっと待ってください。

すいませんね8ページ、3,709万円が、2,600人の。

#### 濱田洋一委員長

これは、決算額は300ですね。

〔竹原信一委員「300ですね。桁間違ってた。分かりました」と呼ぶ〕

#### 川畑二美委員

私も成果の8ページの乗合タクシーの件なんですけど、1回が200円で利用されるということで、このときも、やっぱり予約をしないと、事前予約によるって、当日利用できないっていうお話をよく聞くんですけど、事前予約でないと利用できないシステムになってるんですか。

#### 富永企画推進課長

事前予約をしていただくという形で、今のところ運行してるところでございます。

#### 山田勝委員

ちょっと私の勘違いです。

乗合タクシーで200円。利用する人、利用者200円負担すれば、その区間いけるということですよ。200円負担すれば。ですよ。

いやちょっと勘違いしてました。

ただですね、あなたがたが阿久根のいろんな政策をね、阿久根に住みたい、地域おこし、いろんなことをやっていらっしゃるけどね、どうも近頃気になるのはね、鹿児島県で1番住みたくないまちナンバーワンが阿久根市だという話を聞くんですけど、そういう

情報を受けていらっしゃるんですか。

〔発言する者あり〕

こや言っちゃいかんことじゃったと。失礼しました。

**濱田洋一委員長**

いやいや、今ですね

**山田勝委員**

いや、がってください。

これ失礼なこと言いましたね。阿久根のことを心配して言っただけのことじゃったが。

**白石純一委員**

主要事業説明書の3ページ。2款1項8目子育て世帯移住支援事業で、真ん中、中ほどの事業実施状況、令和6年度24件ということですが、この中には、学校の先生ですとか、あるいは金融機関の方で転勤として転入された方が多いということが、現状と課題のところがございますが、例えばこの24件のうち、そういう転勤で転入された方っていうのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

**富永企画推進課長**

議員お尋ねの転勤等の理由でのところですね、その事由については、詳細に把握はしていないところでございますが、そのような転勤等で転入する例もあるという形で話としては伺っているような状況でございます。

**白石純一委員**

現状と課題の1行目の後半にですね、移住理由の多くは、世帯構成員の転勤等によるものであるということですので、転勤の方のほうが大多数という理解でよろしいですか。

**富永企画推進課長**

そのような認識でお間違いありません。

**白石純一委員**

転勤で転入された方はですね、数年後には転出される方がほとんどかと思うんですが、そういう方に対する補助が、果たして子育て世帯移住支援ということで効率的なのかどうか疑問に思わざるを得ませんが、その辺りの検証はされないのでしょうか。

**富永企画推進課長**

転勤者も含めて市外からの移住している方を広く対象としていたというところがございますが、もう転勤者自体もこの制度がなくても移住はされてくるといったところになってございますけれども、本市としては子育て支援を広く実施しているというところがございますので、子育てのしやすいまちというところのイメージをですね、まずは持っただくために対象としたというところがございます。

この事業につきましては見直し等を行いまして、現状6年度までの事業というふうな形で整理しておりますので、御理解いただければと思います。

**白石純一委員**

同じ事業実施のところ、令和5年度が、4年度、6年度に比べると倍近いですが、令和6年度は半分になっている理由は把握されていますか。

**富永企画推進課長**

件数が41件だったのが24件なってるということで、この数の差というところになってくるんですが、詳細のほうは分析できていないところなんですけれども。

ちょうど転勤のタイミング等もあるかと思えますし、当然、異動される場合に、阿久根市外に移る方もいらっしゃいますので、そのタイミングによって件数が上下したというふうに考えております。

#### 白石純一委員

この件了解しました。

次の事業ですが、同じく成果説明書の4ページ、2款1項8目空き家活用支援事業なんですけど、事業実施状況を拝見しますと、空き家バンク家財処分等補助が、令和6年度は実績1件、2番の空き家空き店舗改修事業補助が実績で令和6年度2件というのを見ると、非常に少ないなという印象を持つんですが、これはビジョンの取組状況のですね。16ページ。6の4、KPIの達成状況と事業の主な取組で、この表、(2)定住と交流の促進の赤で囲まれた令和6年度実績のところ、すいませんちょっと理解できないんですが、50件の下に(プラス2)、その下が29件、(プラス18)、この数字とですね、またその左の基準値、この意味を教えてください。

#### 富永企画推進課長

ビジョンの取組状況16ページの空き家改修件数に関する、R6実績についての記載ぶりについてのお尋ねということでお答えいたします。

こちらは50件、累計という形になっておりまして、下の(プラス2)と書いてあるのが、いわゆる6年度での件数というふうな形で御認識いただければと思います。

また基準値につきましては当該ビジョンはですね、令和6年度のビジョンが策定したときの実績ですね。定めたときの基準値を参考にしておりますので、空き家改修件数等につきましては、その当時なかったというところでハイフンが入っているというような形になっております。

#### 白石純一委員

その点で、令和6年の実績が単年度で(プラス2)、空き家の改修件数、これでA評価になるという、ちょっと根拠がよく分からないので教えていただけますか。

#### 岩下企画推進課長補佐兼企画政策係長兼統計調査係長

ビジョンの検証資料16ページの空き家の改修件数50件の内訳についてですが、確かにこの2件は、今御説明したとおり、令和6年度における当課の事業、補助事業の件数を入れております。

これまでの累計といたしましては、過去に都市建設課が所管しておりました空き家改修事業ですね。そこが3年間の時限措置で設けておりましたけども、その件数も含まれての累計50件ということで御理解いただければと思います。

#### 濱田洋一委員長

その評価のAの根拠は何かというのもありました。

#### 岩下企画推進課長補佐兼企画政策係長兼統計調査係長

累計がですね、15件目標で15件というふうに定めておりますが、それを令和6年度実績でもう50件というふうに上回っておりますので、この比較によりA評価ということで

しております。

**白石純一委員**

この15件というのは、令和6年度の目標ではなくて、これまでの累計の目標ということですか。

**岩下企画推進課長補佐兼企画政策係長兼統計調査係長**

そのとおりです。

**白石純一委員**

ただし、都市建設課の事業としては、住居にも興される空き家改修だったと思うんですが、現在は事業用ということではちょっと性格が異なるのではないかと思うんですが、それは一緒に考えていらっしゃるということですか。

**岩下企画推進課長補佐兼企画政策係長兼統計調査係長**

表のところに空き家の改修件数ということで、空き家そのものを改修した件数を指標として捉えていますので、このような形で計上させていただいております。

**川畑二美委員**

成果説明のですね、11ページ。国際交流事業なんですけど、青少年派遣で派遣の人数が7名なんです。そして、11月10日から15日の3泊4日。中学生が2人に高校生が5名なんですけど、普通派遣ですね、ほとんどの市町村も、夏休みの期間に青少年派遣とかが多いんですけど、こちらは夏休みとか考えられなかったんでしょうか。

**富永企画推進課長**

国際交流事業における高校生、中学生の派遣についてですけれども、台湾の善化高校のほうに派遣してるんですけども、当然鶴翔高校と善化高校の交流になってきますので、どのような交流で進めるかっていうところは協議した結果、このような形になったということで御認識いただければと思います。

**川畑二美委員**

結構ですね、子供たちは夏休みの期間がいいっていうのを聞くもんですから、ぜひまた検討の課題としては、国際交流事業は私はいいと思うので、ぜひ夏休みの期間も考えていただきたいという要望です。

**濱田洋一委員長**

今の発言は、川畑委員の御意見ということでお受けいたします。

**渡辺久治委員**

成果説明書の6ページ。出会いサポート事業ですけども、この実施状況のところですね、カップル成立数が令和6年度は10組ということですよ。この10組は阿久根市の方だけではないと思うんですけども、この中で、何組か結婚された方とかいらっしゃいますか。

**富永企画推進課長**

追跡調査等は、実施はできていないところなんですけども、この10組の方につきましては、確認をさせていただいたところ、結婚まで到達したカップルはいなかったというところで伺っているような状況でございます。

**渡辺久治委員**

最後のほうの課題のところ、イベント後のフォローアップを行う必要があるというふうにあるんですけども、実際にフォローアップを何かされたんですか。されたのであれば教えてください。

#### 富永企画推進課長

ちょっと、カップル成立後のフォローアップにつきましては、本市で実行委員会として動くことはなかなか難しいかなと思ってございます。

当然、結婚といたしまして個人の意思とかいうところもありますので、こういったところのサポートに関しましては、県の出会いサポートセンター等と連携してですね、継続的に状況等のフォローアップをしていければというふうには考えているような状況でございます。

#### 濱田洋一委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、企画推進課所管の事項の審査を一時中止します。

〔企画推進課退室〕

ここでお諮りします。

本日の審査は、企画推進課までを予定しておりましたが、時間がありますので、明日予定している税務課の審査を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔発言する者あり〕

それでは休憩に入ります。

(休憩 午後3時38分～午後3時40分)

#### 濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

それでは、ただいまから税務課の審査に入ります。

〔税務課入室〕

次に、認定第1号中、税務課所管の事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

#### 新町税務課長

それでは、認定第1号中、税務課所管分について御説明します。

決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて御説明します。

決算に関する説明書の6ページ、事項別明細書1ページをお開きください。

説明書の6ページに記載のとおり、市税の調定額合計20億2596万5802円に対し、収入額合計は19億3881万5382円であり、調定額に対する収入率は95.70%で、前年度収入率

95.79%を0.09ポイント下回りました。

次に、税務課で取り組みました主な収入率向上対策について御説明いたします。

まず、新たな滞納を生じないようにする取組といたしまして、口座振替やコンビニエンスストアでの納付を推進するだけでなく、スマートフォンアプリを使った決済システムや地方共通納税システムなどの新たな納付方法を導入し、納付方法の多様化を図ることで納税者の納付に対する負担を軽減し、収入率の向上に努めております。

滞納者に対しては、催告書の送付を4月、9月、11月の年3回実施し、滞納の早期解消に努めるだけでなく、税目ごとに徴収強化月間を設け、電話催告や夜間徴収、納税相談などに取り組んでおります。

これらによっても納付いただけないときは、給与調査や預貯金調査などを行い、滞納者の生活状況や財産状況を把握した上で、適切な差押えや執行停止等の滞納処分を実施しております。

滞納者宅の捜索により差し押さえた物品につきましては、区市町合同公売会において売却し、このほかにも差し押さえた預貯金、給与等を速やかに換価処分し、滞納税に充当いたしました。

今後も、滞納者への財産調査、差押え、換価処分等の滞納処分につきましては厳正に取り組んでいくとともに、これらの滞納処分については、市民に周知し、納期内納付に向けた市民の納税意識の高揚を図ってまいります。

なお、市税収入率につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の44ページに記載されており、令和6年度の目標値97.16%を下回りましたが、目標値に対し実績が98.50%であることから、事業評価はBとなっております。

以上で令和6年度に取り組みました主な収入率向上対策などについての説明を終わります。

決算に関する説明書の6ページ、事項別明細書1ページにお戻りください。

先ほど御説明いたしました令和6年度の市税全体の調定額は、前年度に比べ、現年分が約8496万6000円の減少、滞納繰越分が約124万6000円の減少で、合計で約8621万2000円、4.08%の減少となっております。

税目別調定額の増減につきましては、個人市民税が約6504万8000円、10.19%の減少。法人市民税が約775万1000円、8.44%の増加。固定資産税が約2802万2000円、2.54%の減少。軽自動車税が約424万8000円、4.04%の増加。市たばこ税が約510万9000円、2.93%の減少。入湯税が約3万2000円、6.94%の減少となりました。

また、市税全体の収入額につきましては、前年度に比べ8448万9716円、4.18%の減少となっております。

調定額から収入額を差し引きますと8715万420円となりますが、このうち、1142万8612円を不納欠損処分し、残りの7572万1808円が収入未済額であり、前年度に比べ376万4287円、5.23%の増加となっております。

収入未済分の詳細については、決算に関する説明書7ページの市税滞納繰越調書のとおりであります。

次に、決算に関する説明書8ページ、事項別明細書2ページをお開きください。

3 款利子割交付金は、県が収入した利子割の額から徴収取扱費相当額を控除した残額の 5 分の 3 の額。

4 款配当割交付金は、一定の上場株式等の配当について、県が収入した配当割の額から徴収取扱費相当額を控除した額の 5 分の 3 の額。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得について、県が収入した株式等譲渡所得割の額から徴収取扱費相当額を控除した残額の 5 分の 3 の額。

6 款法人事業税交付金は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部が県から市町村に交付されたものであります。

次に、決算に関する説明書12ページ、事項別明細書5ページをお開きください。

13 款使用料及び手数料 2 項手数料 1 目総務手数料のうち税務課分、徴税手数料は、所得証明等の証明手数料及び市税の督促手数料です。

次に、決算に関する説明書20ページ、事項別明細書8ページをお開きください。

15 款県支出金 3 項委託金 1 目総務費委託金のうち税務課分、徴税費委託金は、個人県民税徴収取扱費として、地方税法第47条の規定に基づき、県から9月と3月に交付されるもので、納税義務者数に3,000円を乗じた額が主なものです。

次に、決算に関する説明書25ページ、事項別明細書11ページをお開きください。

20 款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料 1 目延滞金は、市税滞納分に係る延滞金であり、次に、事項別明細書は12ページになります。

5 項雑入 2 目弁償金は原付自転車等の標識紛失弁償金であり、次に、決算に関する説明書26ページをお開きください。

5 項 4 目雑入の税務課分は、雇用保険料に会計年度任用職員本人負担分の一部とコピー使用料及び封筒広告料であります

以上で歳入についての説明を終わり、次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算に関する説明書の40ページから41ページにかけて、事項別明細書は20ページから21ページにかけて、2 款総務費 2 項徴税費 2 目賦課徴収費について節ごとに御説明申し上げます。

1 節報酬と 4 節共済費は、滞納整理事務指導員・税務窓口等事務の会計年度任用職員 3 名と、1 月から 3 月にかけての申告時期に、給与支払報告書整理等の課税事務補助の会計年度任用職員 1 名分の社会保険料であり、3 節職員手当等は会計年度任用職員 2 名分の期末手当であります。

8 節旅費は、会計年度任用職員の通勤に係る旅費であります。

10 節需用費は、市税各納付書、督促状、再発行納付書、納付書発送用封筒などの印刷代が主なものであります。

11 節役務費は、収納代理金融機関窓口収納手数料、コンビニ収納手数料、納付書等発送時郵便料及び電話料であります。

12 節委託料は、固定資産税に係る標準宅地時点修正鑑定業務と市税の電子申告・申請

手続、各種手続等が電子化されたことから、e L T A Xシステム改修業務に係る委託料であります。

13節使用料及び賃借料は、地方税電子申告支援サービス使用料、地方税共通納税システム利用料、軽自動車検査情報サービス利用料が主なものであります。

18節負担金、補助及び交付金のうち、負担金は地方税共同機構会費、資産評価システム研究センター会費、九州都市税務職員研修会及び軽自動車税環境性能割徴収取扱費であり、補助金は、阿久根市青色申告会への補助金であります。

22節償還金、利子及び割引料は、市税の過年度分の過誤納金還付金及び加算金であり、その主なものは、北さつま漁業協同組合の固定資産税の過誤納還付金及び加算金であります。

地方税法では、漁協が所有し、使用する倉庫には固定資産税を課することができないと規定されており、また、国からの通知によれば、製氷施設が貯氷施設と構造的または機能的に一体として使用される場合は、あわせて非課税として取り扱うこととされています。北さつま漁協は、昭和63年に製氷施設を建設し、翌年に貯氷施設を併設したため、平成2年度から製氷施設を非課税とすべきでしたが、今回、製氷施設に課税していることが判明いたしました。このことから、阿久根市固定資産税及び国民健康保険税に係る返還金交付要綱により、過去20年前まで遡及し過誤納金を還付したものです。

今後、このようなことがないよう関係法令・通知等を十分に確認しながら、課税事務を適切に処理するよう留意いたします。

誠に申し訳ございませんでした。

以上で、認定第1号中、税務課所管分についての説明を終わります。

よろしく願いいたします。

#### **濱田洋一委員長**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、税務課所管の事項の審査を一時中止します。

〔税務課退室〕

それでは、ここでお諮りします。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

(延会 午後3時54分)

決算特別委員会委員長 濱田洋一